ガバナンスの実践とエンゲージメントならびに コーポレート・ガバナンス・コードにおける攻めの

株主総会改革

代奴隷法のコモンセンス・アプローチと域外適用、 スの交錯など一 ESG責任投資と統合報告、海外機関投資家の議決権行使、二〇一五年英国現 人権デュー・デイリジェン

藤川信夫

第一章: 問題意識とコードにおけるエンゲージメントと株主総会のグランドデザイン

I. 問題意識

の内容として適用がされている。 において焦眉の急の課題となっている。 により経営陣に向けた日本版コーポレート・ガバナンス・コードが策定され、二〇一五年六月一日より東証上場規則 本版スチュワードシップ・コードが導入された。更に二〇一五年株主総会における導入を視野に入れ、 上を目指し、二○一四年六月会社法改正と合わせて、既に二○一四年二月機関投資家向けに金融庁から公表された日 我が国では安部晋三内閣の成長戦略の一環として企業のガバナンス改革を推進するべく、 両コードの理論と実践について、二〇一五年以降の株主総会などにおいて上場企業 長期的観点の企業価 同じく金融庁 向

供すること、②適切な情報を提供することが求められ、 活動は株主総会の議決権行使に止まらず、企業と対話を行うことを含めた幅広い活動を指すものとされる。 ことにより顧客・受益者の長期リターンの拡大を図ることが期待されている。機関投資家の行うスチュワードシップ バナンスの実践、 先企業との建設的な目的を持ったエンゲージメント・対話等を通じて当該企業の企業価値の向上、 特に株主・機関投資家と企業のエンゲージメント・対話に関して、スチュワードシップ・コードが強く求め、 ポレー <u>}</u> 中長期的企業価値向上の実現を通じ、 ガバナンス・コードの趣旨をコンプライ(遵守)するためには、 我が国経済社会の発展に資することが期待されてい ②では非財務情報の提供方法、 ①実質的な株主権行使の機会を提 そのための環境整備が必要と 持続的成長を促す 攻め る^② のガ

実質株主の議決権行使、

ESG投資ならびに統合報告書等の論点に繋がる。

コードの適用開始まもなく、

法のコモンセンス・アプローチと域外適用リスク、 中核をなすエンゲージメント 研究の少ない領域であるが、 とする。 · 対話、 本稿では両コード導入から最初の株主総会を終えた現在、 議決権行使のあり方、 人権デュー 株主総会の機能と改革に加えて二〇一五年英国 ・デイリジェンスの交錯等の論点も包括的に考察せん 新たな観点からコー · ド 概 現代奴隷 念の

関係の三つの視点から検討が進みつつある。 困難性 開示・監査の調整・統合、 ンプティ・ れよう。 コーポレート てきた原因、 会社法上の株主権自体は比較法的に充実しており、 具体的課題として、 二つのコー 二つのコード策定・施行を踏まえて今後の法制度設計について、 1 Ι. 株主総会関係 コード施行後の法制度設計の展望とエンゲージメント が挙げられる。 株式会社法における機関設計、 研究の意義は大きいと思料する。 ボーディング ド制定、 株主総会への参加・議決権の実効的行使の障害、エンゲージメントの不十分さ、 ガバナンス関連情報の開示の不十分さ、 株主総会日の集中、 施行・実践を踏まえた制度・立法論が問われ、 また直近において、(主) (議決権行使の基準日株主と実質株主の乖離)、 金融商品取引法とコーポレート・ガバナンスの関係など、大枠からの考察が求められる。 社外役員についての義務・責任論、 議案の検討期間の不足、 紙幅の制約もあり、 株主総会関係では、 株主総会招集通知等の電子化、 問題は実効的な行使の評価にかかっている。 スチュワードシップ責任の不徹底が挙げられる。 残された課題については今後の研究としたい。 株主の側から見た攻めのガバナンスとして、 年度末を議決権行使基準日とする実務 ①株主総会関係、 外国人株主にとっての総会参加 ソフトローとハード 上場会社法 îi 有価証券報告書の総会開 ② 開 (有価証券報告書提出会社法)、 口 示関係、 ーの新たな関係が模索さ ひいては企業情報 実効的な行使を妨げ ③取締役・ 議決権 面 から 我が国 取締 催 行 の エ 使 前

コーポレート・ガバナンス・コードにおける攻めのガバナンスの実践とエンゲージメントならびに株主総会改革 (藤川) 三三九 (四九七)

体の電子化の促進、 (iii) 総会の七月開催、 (6) $\widehat{\mathbb{V}}$ 早期 (Ⅳ) 名義株主以外の海外機関投資家の株主総会への出席、 (発送前) WEB開示の促進などが各機関等から相次いで提示されている。 (V) 議決権行使プロ セス全

手続、 書面、 とその手続、 例えば株主総会招集通知等の電子化について、会社法の立法論として①株主の意思確認手続 株主総会参考書類、 e 株主の書面交付請求権の要否などが主要な論点となる。 (b)書面による提供を原則とする情報の範囲、 招集通知添付書類(事業報告、 計算書類等))、 (0電子提供を原則とする情報の範囲 d電子提供に関する株主からの事前 (招集通知、 (定款変更等) 承認の要否と 議決権行使 の要否

2. 開示関係―開示内容の整理・共通化・合理化―

択的 取引法開示 査の要否、 対話(エンゲージメント)の実現に向け各開示制度の目的に適う有用且つ十分な情報が効果的・効率的に提供されてい 開 具体的には決算短信および四半期決算短信のあり方、 開示の禁止ルール導入などが検討される。取引所規則(決算短信)、会社法開示 示関係では、 複数の開示制度が重なることで情報開示の不効率性、 虚偽記載の罰則の有無等が問われる。 (有価証券報告書) 日本版スチュワードシップ・コードおよび東証コーポレートガバナンス・コードにおける建設的な の各開示制度の目的、 開示方法、 有価証券報告書の記載事項、 後発事象の取扱いの問題が生じていないか等が課題とな 決算日からの開示時期、 (計算書類·事業報告)、 新たに非財務情報の開 公衆縦覧期間 財務情報、 金融商品 汞 選

が出される。 ついて株主の短期的業績重視を助長するものであり、 決算短信 四半期決算短信では①速報性・非監査性という決算短信の性質を重視した見直し、 四半期報告制度を廃止し四半期決算短信に一本化する提案など ②四半期情報開 示に 求されているか等証券市場における公正かつ効率的な価格形成に資する情報の視点から検討を進められよう。 よる情報の獲得と評価のために負担するコストなど市場全体のコストが過大とならないか、 おいて浸透し投資者が誤解なく利用できるものか、 スクの欄などに記 (企業の社会的責任) 非財務情報では、 脱載し開三 報告書、 発行体の事業・業績に重要な影響を与える非財務情報は有価証券報告書のM 示する必要があり、 環境報告書) が存在する。 東証 のコー 開示を求めることにより開示企業の負担するコストや投資者等に 投資者の投資判断に真に必要な情報か、 ポレート ガバナンスに関する報告書、 他の法律により開 当該情報が証券市場に D & A 自主: 的 開 事業等の デ C S R 示 が要 IJ

て顧客 是非が問われる。 者に対して開 米においては、 禁止 'なければならない」というルールが導入されている。 開 示関係ではこの他に、 の投資判断に影響を及ぼすものを提供して勧誘することは禁止されている ル ールは発行者等が重要かつ未公表の内部情報を第三者に選択的に開示することを禁止するルー 示する場合、 「証券の発行企業等が、 米国における RegulationFD、 ①意図的な開示の場合は同時に、 未公開内部情報の選択的開示の禁止ルール その発行企業又は発行証券に関する重要かつ未公表の情報を特定の情報受領 EUにおける市場詐害行為指令に相当する規制である。 我が国では金融商品取引業者等が未公表の重要な情報であっ ②意図的でない開示の場合は速やかに、 (フェア・ディスクロージャー (金商業府令第一一七条 ルール) 当該情報を公表 ルであり、 項 選択的 0) 導 四号)。 入の 開 欧 示

同様の情報を発行者等が提供することを禁止するフェア・ディスクロージャー・ルールは導入されてい の公平性 エンフォースメントのあり方が問われる。 (重要事実に限定またはそれ以上に拡大か、 ・公正性の確保にとっての必要性 企業による情報開示の努力や実効的エンゲージメントを阻害しないものであるこ ②ルールの規範性 (法令または取引所の自主規制か)、 ③対象となる情報 ①開示

3. 取締役・取締役関係

Share(PS 中長期的業績目標の達成度合いにより交付される株式報酬)、Restricted Stock(RS一定期間の譲渡制限が付され 委員会、 た株式報酬) 社補償およびD&O(会社役員賠償責任)保険として、会社補償の可能性 取 総締役・ 補償の対象・実行など)、D&O保険の保険料の会社負担の可能性、 社外取締役選任、 取締役関係では、 導入の手続 (金銭報酬債権の現物出資方法)が会社法上の検討課題となる。 内部統制システム)、②社外取締役の役割・機能等、 ①取締役会への上程事項の範囲を決定する上での考慮要素 ④新しい株式報酬導入として Performance (事前の補償契約の締結・手続 社外取締役の監視義務の範囲など、 (任意設置の指名委員会・報酬 悪意・重過失を ③ 会

取締役会が重要な業務執行の決定を取締役に委任できるようにすべきとの考え方が問 会設置会社においても取締役会がモニタリングモデルを容易に採用できるように一定要件が認められる場合において 役会の決議事項として実務上は取り扱われていることにつき、 ①取締役会の上程事項では、(-) 重要な業務執行の該当性の判断が容易でないとの理由から、 判断を容易にするための立法的な措置 われる 広範な事項 ii が取締 查役

②社外取締役の役割・機能等では、 ii 改正会社法附則第二五条を踏まえた社外取締役制 (ⅰ) 改正会社法 (平成二六年法律第九〇号) 度の今後のあり方、 施行後の社外取締役の選任状況 iii 社外取 締 役 が M В の評 0

いとの解釈もあり、 (Management Buyout 経営陣による買収)において買付者との間で交渉を行うことは通常は会社の業務執行には該当しな 業務執行の意義と立法的措置の要否、 (iv) 社外取締役の情報収集権が問われる。

- ③会社補償およびD&O保険、 ④新しい株式報酬では(-)会社法上、会社補償に関する規定を設けるべきか、
- (三) 取締役報酬関連の規律の見直しを図るかが検討課題となる。

に株主総会の機能と改革などに焦点を絞り考察を深めたい。 二つのコードにより求められる機関投資家・株主と経営陣のエンゲージメント・対話の視点から、 議決権行使さら

第二章.二○一五年株主総会の変化にみる攻めのガバナンスの実践 資本政策、 英国 Senior Management Regine(SMR)の接点

Ι. 英国 Senior Management Regine(SMR)の概要と我が国ガバナンス改革の接点

進めた(13)。 面の資本政策さらには同様の改革が進められる英国 Senior Management Regine(SMR)との相似についても検討を 二〇一五年株主総会におけるコーポレート・ガバナンス・コードと攻めのガバナンスの実践について、 経営・ 財務

者を対象とした規制当局の個別の事前承認制度である Approved Persons Regime (APR) を下部経営層や従業員に まで継承・拡大するもので、実際に企業価値創造を担う執行陣に対する規律である点で、とかく独立性や多様性、 金融サービス市場法を根拠法とし、 英国では二〇一六年三月施行を目指して、Senior Management Regime(SMR)の枠組み構築が進められて、 一連のコードなどにより形成されるソフトローミックスである。 従前の上級管理 英国 専

門性などの議論が主となっていた監視機能を担う社外取締役にかかる議論とは、 ともいえる。 プ・コードよりも、 コーポレート・ より企業経営の実践の現場に近い領域の考察となる。 ガバナンスの根幹をなす議論の一つでもあるが、 投資家の観点に立つスチュ 関連性は強いが、 一線を画するもの ワ ードシッ

応したインセンティブ報酬設定などが問われ、 点となったものと思料する。 任の追及が困難となっており、不正・コンプライアンスに止まらず、戦略面にかかる意思決定、 イクを採って企業価値向上を図らなかったという経営戦略・実行面の積極的妥当性に関する経営陣の責任も含めて論 背景には国際的金融危機、 中長期的観点の企業価値向上に向けた積極的な経営の取組み、 近年の Libor 金利不正事件(二〇一五年)では集団的意思決定、 英国SMRとは軌を一にするものといえる。 適切なリスクテイクと対 経営判断による個 即ち適切なリスクテ 人責

Ⅱ.二〇一五年六月株主総会にみる攻めのガバナンスの実践

1. 二〇一五年六月株主総会とコーポレート・ガバナンス・コード

上場企業の最新の動向を概観し、英国 Senior Management Regine(SMR)の接点に論及していきたい。 の促進を含め、従来と異なる傾向が窺われる。 レート・ガバナンス・コード(六月導入)が揃った初の株主総会が二〇一五年六月に開催され、企業と投資家の 二〇一四年改正会社法 (二〇一五年五月施行)、スチュワードシップ・コード 二〇一五年六月株主総会とコーポレ (二〇一四年二月導入) ٠ ١ ガバナンスの状況について およびコ 対話 ーポ

-) 株主総会の日程

二〇一五年六月二六日に集中したが、分散化、 招集通知情報の発送前Web開示も進んだ。

(2) 議案の状況

監査等委員会設置会社に移行するに当たり、 業績連動型報酬制度を導入する企業が増加 Ų 役員報酬改定議案を提

案する企業数が増加している。

(3) 定款変更

いる。 機関投資家は監査機能強化の観点から賛成する傾向が強い。 設置会社の移行は八五社に上っている。 る機関投資家が少なくなく、このため社内・非業務執行取締役の責任免除については反対する機関投資家も存在して えている。また会社法改正に関して、 今次総会では会社法改正に伴う定款変更の提案が増加し、 業務を執行しない取締役および監査役に対する責任免除の提案が多かったが、 監査等委員会設置会社の移行時を含め、 指名委員会等設置会社の移行は四社、 他方、社内取締役については反対の立場を明確にしてい 取締役の員数を増加させる企業が増 また監査等委員会

(4) 役員報酬―攻めのガバナンスと取締役会評価、SMRの接点―

は、 加している。 行としてのストック・オプションの場合、 コ E D 1 攻めのガバナンスの関連で、 新株発行に伴う希薄化率が五%を超える場合、 ドへの対応の関係で、 従業員の場合は賛成し後者では、非業務執行取締役 付与対象者、 退職慰労金制度を廃止する企業が増加し、 希薄化の二点で機関投資家が判断することになり、 適切なリスクテイクに対する報酬付与の議論がされる。 総会の特別決議を毎回要するため、 否定的に判断する株主が増加する傾向にある。 (NED)、監査役の場合は反対票を投じている。 業績連動型報酬の導入が増加 株式報酬型ストック・オプショ 前者では社内の業務執行 コーポレート・ガバナンス・ 我が国ではグロ している。 取締役 ンが増 有利発 後者で

もコ Approved Persons Rejime (APR)、SMRの導入が図られ、 問題となり、 当初は社外取締役の独立性、 バ 会の機能の実効性をいかに確保するか、 入により、 ルにみて報酬水準が低いとされるが、責任内容に見合ったものであることを投資家に説明することが望まれる。 適切な役員報酬の付与の議論は、 ーーポ ①第一段階として形式・手続き面の整備が図られ、 ۱ ۱ 取締役会評価 ガバナンス・コードの整備が先行し、 (Board Evaluation) 構成などに主眼があったが、 今後大きなテーマになってくるとみられ、 に焦点が移ってくる。 の論点に繋がってくる。 質の面の確保に重点が移行する。 続いて取締役会評価と合わせて、 いかなる基準・手続きで取締役に報酬を支払うか、 取締役や上級執行役員などの実質面の確保に重点が 社外取締役導入、責任制限規定の整備が進められた。 英国SMRの接点となる部分であり、 コーポレート・ ②第二段階として取締役 ガバナンス・コード導 金融業界を対象に 英国 が

未達 報酬に反映させ、 中 期計画に対するコミットメントとして、 未達の場合には退任を迫るか、 固定報酬 (現金)と業績連動型報酬の組み合わせが適切とみられる。 の選択手段ではなく、 中期計画を軸に役員報酬を定めていくことになるが、 経営者の目標達成に関する評価として用いることで、 計画 |数値 ジ達成か

移ってきている。

その場合、

報酬面の改革が同時に進められている。

株式報酬型ストック・オプション)ならびに短期報酬 投資家の視線は厳格化し、 追職慰労金支給議案について、二〇一五年六月に退職慰労金支給議案を提案した企業は一七六社で、うち三六社は 今次総会の役員報酬に関する特徴をみると、 中期経営計画へのコミットメントの評価、 コーポレート・ガバナンス・コード導入に伴い、 (一年) と長期報酬 固定報酬 (三—五年) (現金) のバランスが焦点となっている。 と業績連動型報酬 報酬の構成に対する (現金賞与と

退職慰労金制度の廃止伴う精算支給である。

支給対象者に社外者

(社外取締役あるいは社外監査役)

が含まれる会社は

二〇社である。退職慰労金の支給金額の開示も定着し、一八社が開示を行っている。

場合がある。 提案した九○社のうち、 社外協力者等が含まれる会社が各一社、社外取締役が含まれる会社が五社存在した。役員報酬楓改定議案を提案した 外協力者など業務執行からの独立性や業績向上に直接関与しないと考えられる者に対する付与は否定的に判断される い取締役、 二六一社のうち、一七一社は金額等の変更である。監査等委員会設置会社に移行する企業において、 有利発行を伴うストックオプション、 (役員報酬額改定のうち株式報酬を含むに該当する) の論点として、付与対象者は社外取締役、 監査等委員である取締役について、各々報酬額改定議象が提案された。株式報酬型ストックオプションを 有利発行を伴うストックオプションは五○社で提案され、うち対象者に監査役が含まれる会社、 七社は社外取締役にも付与する。 労務対価と相殺する形で、 公正価格で発行される株式報酬型ストックオプ 監査役、 監査等委員でな 顧問・ 顧問 社

(5) 株主提案

は賛成せず、透明性やコーポレート・ 機関投資家は、 株主提案に対して株主共同の利益の観点から判断を行っている。 ガバナンス向上に寄与すると判断される情報開示強化等は賛成する傾向が強 特定の株主の利益に関する問

(6) 企業の社会的責任 (CSR)

ル・ 機関投資家は投資先企業に法令違反、反社会的行為等が認められた場合は社会・経済的影響を勘案して役員選任議 サプライチェーン全体としての共通理解が重要となってくる。 退職慰労金支給議案等に反対する等の判断を行う場合がある。 の取得が容易となり、 リスクマネジメントの上で国内グループ企業のみならず海外現地法人を含めたグローバ スチュワードシップ・コードの導入により

(7) 取締役・監査役の状況および監査等委員会設置会社導入

監査等委員会設置会社は二〇一五年六月に八五社が移行し、監査等委員の平均人数は三・五名、うち社外取締役二・六 名である 監視機能への特化を示していよう。二一名以上の企業は二○○五年六月四一社から二○一五年六月四社に減少した。 役を採用する会社は一○五○社から一二七一社に増加した。これに伴い、全般的に取締役会の規模が縮小してい 了時点の一社当たり平均取締役数は九・三名で、うち社外取締役は二・○名である。監査役設置会社において社外取締 九八・四%の企業が社外取締役を選任しており、 ス・コードが影響を与えており、 監査役の状況については、会社法改正および社外取締役二名以上の導入を求めたコーポレー 事実上の基準として機能していると考えられる。二〇一六年六月総会時点で 六五・六%の企業は二名以上を選任している。二○一五年六月総会終 ガバナン

保族会社出身、 して株主・取引関係などの属性に関して課題が残る。 社外取締役および社外監査役の独立性については、 親族関係 (三親等以内の親族が当社等の従業員・役員である場合の基準をもって検討すると、 また社外取締役の方が社外監査役よりもやや独立性は高 取引関係・借入先・顧問関係、 大株主上位一〇位以内で銀行 依然と

(8) 取締役会・監査役会の開催と役員の出席率

となっている。社外監査役は設置が義務付けられている反面、 取締役会、監査役会共に月一回程度の開催が平均的で開催頻度は低下傾向にある。平均出席率は、 他社の経営者、 (昨年九二・四%)、 研究者等を配置していることなどが出席率が低下している原因の一つとみられる。 社外監査役は取締役会に九四・九% 監査役設置会社における社外取締役は設置が任意であ (同九四・七%)、 監査役会に九七・二% 社外取 (同九七·三%) 出席率が は締役は

定水準(七〇%―七五%程度)以下の役員候補者に対しては否定的に判断する投資家も少なくない。

(9) 買収防衛策の動向

一○一○年以降は廃止する企業が増加している。 二〇一五年六月時点で全上場会社のうち四八〇社が買収防衛策を導入しているが、二〇〇八年五六四社をピークに 機関投資家としては反対の立場が定着し、 エンゲージメントの余地

社外取締役とアドバイザリー機能の相違― -質の確保と Senior Management Regine

(1) 社外取締役の質の面の確保

上でもかかる制度スキームは望ましい。 経験者でなくとも、 営計画の肯定、 の内実面の充足として、攻めのガバナンスの観点から、 認定制度と規制当局の監督の組み合わせが規制コスト削減の点からも望まれよう。コード規範導入が効果を発揮する コードに記載しても実効性の確保は難しく、 アドバイザリー機能とは分けて考えて、経営の執行と監督の分離の観点から、 いかに具体的に経営面で貢献できるのか、その説明を株主に図ることが求められる。法律・会計など専門性を備えた 形式面からコーポレート・ガバナンス・コードが求める社外取締役導入の体裁は整えられつつあり、今後はコード の駄目出しのできる人材が適任となろう。私見であるが、こうした社外取締役の質の面の確保について、法文や あるいは差戻して修正させる判断を下せる機能を果たすことが求められる。必ずしも同業他社の役員 多様な業種であっても企業経営の実践に経験の豊富な、 コードの実効性確保の観点から、 SMRにおいて述べたCR (Certification Regime) 独立性と主に質の面の整備が求められる。 関係官庁の縄張り争いも絡み、 単なるご意見番でなくCEOに対して経 執行部門担当から提示された戦略・ のような自主的な社内 当該社外取締役が 類似規制の 経

重複と詳細なガイドラインなどの頻出を生み出し、 あるコードの ルール・ミックス化に伴う、 必然的な転換期の問題点といえる。 規制を受ける企業側の混乱を引き起こしかねない。 ソフトロ ーで

(2) 社外取締役とアドバイザー機能の相違

場と企業をみていくことが求められる。 熟企業の場合、 のガバナンスの姿勢などにおいて、 社外取締役に求められる役割は、 社外取締役において求められる判断事項としてプロセスにおける Fairness が重要となる。 グローバル企業の経営の経験者が就くことは不可欠である。整合性、 公平性のある意思決定がなされているかどうか、 各個人毎に各々異なっていようが、 新興・非上場企業では、財務面、 企業の成長ステージでみれば上場企業など成 銀行取引面の経験者、 成長性などの視点で大局的に市 の判断を行うことである。 リスクの過剰さ、 営業実務面 のネット

が重要さを増し、 の専門性は狭いとして固執した場合も、 社外取締役とアドバイザー機能の相違として社外取締役には視野の広さ、 CEOのアドバイザーとして諮問会議(アドバイザリー・ボード)の形で助言することになる。 意思決定プロセス、 リスクなどガバナンスに関わる機能が求められるが、アドバイザー 社外取締役としての責任を回避はできないことになる。 経験の豊富さ、企業人としての 専門家が自身 (顧問) 人間性等 0)

ワークを保有している人員が必要となろう。

ニタリング機能重視の指名委員会等設置会社では、社外取締役には社内の役員人事マターは理解しがたい面 価あるいは第三者評価の開示が求められる。 社外取締役についてアクセル役か、 締役会の監査を行う必要性があり、 ブレーキ役か、三つの会社形態に応じて役割は異なると考えられる。 例えば市場替えなどの時に東証の事後監査も困難で、 適切な第三者としては、 監査役、 監査法人は利害相反などの問題が生じる。 取締役会評価 米国型モ はあり

経営側も人事・報酬面を委ねるには躊躇もある。監査等委員会設置会社へのシフトが増加している所以でもある。

第三章: 上場企業における取組みとエンゲージメント、 スチュワードシップ・コードおよびコーポレート・ガバナンス・コードの実践 説明責任ならびに取締役会評価

I. 問題意識

上 |記を踏まえて上場企業に対する二つのコード、 就中コー ポレート ガバナンス・コードの履践状況、 今後の検討

課題を見ていきたい。

1. コーポレート・ガバナンス・コードへの対応状況

される。 検証していく必要があるが、 入が進むほか、株式政策保有についての方針開示も進捗している。 各上場会社によるコーポレート・ガバナンス報告書の提出が進み、 高 「い実施(コンプライ)率が挙げられる。二○一五年六月コーポレート・ガバナンス・コードの適用開始を受け、 同時に企業と投資家の対話の過程において深度ある建設的な議論が行われることが期待 各原則のコンプライ率は高く、独立社外取締役導 高いコンプライ率等が真に実質を伴ったものか、

2. エクスプレインへの取組み

るケースも少なくないと指摘が出された。現状ではむしろコンプライしない方が企業価値向上に繋がるといった形で 向も見受けられるが、形式的コンプライよりもコンプライしない理由を積極的にエクスプレインする方が評価に値す 提出されたコーポレート・ ガバナンス報告書に関して、コンプライを所与とし説明(エクスプレイン)を躊躇する傾

コーポレート・ガバナンス・コードにおける攻めのガバナンスの実践とエンゲージメントならびに株主総会改革(藤川) 三五一 (五〇九)

の踏み込んだエクスプレインが足りないとの指摘もなされた。

的な対話に資するもので、他の企業においても参考とされるべきとの指摘もされた。エクスプレインの方法等につい て、各企業において更なる工夫がなされることが期待される。 コンプライしつつ、併せて具体的取組みについてエクスプレインしているものもあり、 企業と投資家との 間

Ⅱ.ガバナンス議論の検証の必要性

がっていくか、企業と投資家の対話が建設的な形で進んでいるか等の観点から議論の検証が求められている。 ガバナンス体制強化が形式のみでなく実質を伴ったものか、 ガバナンス体制強化が中長期的に経済の好循環に繋

1. ガバナンス議論の検証とエンゲージメント

(a) 取締役会の役割

現していると表明するために、独立社外取締役の設置に留まらず、監督と執行の分離のあり方等を含めたガバナンス 全体についての真剣な検討、それに基づいたガバナンス体制の全般的な見直しが必要となる。 各企業の取締役会がコーポレート・ガバナンス・コードにおける「独立した客観的な立場」(原則四一三)を真に実

※ 経営陣トップの選解任

ションプラン)策定、それに基づく経営陣トップの選任・解任をいかに進めていくべきか、 コーポレート・ガバナンスを考える上で経営陣トップの選任・解任は極めて重要な問題で、後継者計画 課題となる

(*) 株式の政策保有

株式の政策保有の水準は歴史的にピーク時(一九九○年代初頭)に比べ低水準にあるが、 現在もなお一定の水準にあ

る。 金融機関については政策保有の方針の開示が進んでいるケースも見られるが、 事業法人の対応等も含め検証して

d 企業と機関投資家の対話

いく必要がある

としての機関投資家の役割も重要であり、 に向けた双方の対話・エンゲージメントの観点からの検討が求められている。 ンに関して述べてきた。従前のように単なる総会における議決権行使基準の問題に留まらず、 d)については、エンゲージメント・対話ならびにグローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライ の水準に達していない。 機関投資家は企業経営者に「気づき」を与える企業との質の高い対話が期待されているが、 資産運用者(アセット・マネージャー)に運用を委託している資産保有者(アセット・オーナー) 議決権行使助言会社の推奨と活用のあり方についても検証する必要がある。 中長期的企業価値向上 国内における対話はそ

ている。21 (a) 2 取締役会等をめぐる論点―会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役会のあり方 (b)については、 コードと攻めのガバナンス、取締役会等をめぐる論点として以下のように問題点の指摘がされ

業において独立社外取締役の選任が進み、 ドに対応した取締役会構成・運営・評価・改善は今後の取組みに拠るところが大きい。 コーポレート 取締役会の実効性評価に関する原則はコード原則の中でコンプライ ガ バナンス・コード (コード) 監督機能の発揮を目指すべくモニタリング型に移行する例も見られる。 導入に伴い、 取締役会の果たすべき監督機能が議 (実施) 率が最も低くなっているなど、 論され、 各上場企

上場企業が持続的に成長し、 中長期的に企業価値を向上させるために最高経営責任者 (CEO) を中心とする経営

コーポレート・ガバナンス・コードにおける攻めのガバナンスの実践とエンゲージメントならびに株主総会改革(藤川)

三五三(五一一)

必要がある。経営理念等の確立、 陣が先見性のある適確な経営判断を行うことが必要である。 と実効性の高い監督を行う上で必須の要素である 適時性 ・透明性あるプロセスが求められ、 戦略的な方向付けを行い、 CEOなど経営陣を監督する取締役会は独立性 (原則四—一~三)。 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備 CEOの果たす役割が重要であり、 選解任においては客 ・客観性を確保する

会の評価 と独立性 取締役会がその役割・責務を果たすため、 (board evaluation) 客観性の担保、 ②取締役会の運営においては経営戦略や取締役の選解任等に関する議論の充実、 においては取締役会の実効性の評価によるPDCAサイクルの実現などの取組 ①取締役会の構成において適切な資質・多様性を備えた取締役会の実現 ③ 取 みが求め

ド適用等について以下の指摘がされる。 こうした取組みが形式的対応ではなく、 取締役会機能の実質の充実に繋がる実効的取組みとする観点からは、 コー

- (1) 取締役会構成(原則四―七~九、四―一一等)
- 適切な資質・多様性を備えた取締役会の実現を図り、 独立性・客観性を担保していくことが重要である。
- 上を後押しできる適切な資質・多様性を備えた取締役会の実現を図っていくことが必要である。 自社と異なる事業分野における経験・見識を重視してメーカーや金融の経営経験者等の選任、 $\widehat{\mathbf{i}}$ ーバルな人材の選任が事例として見られる。 取締役会の構成 (原則四——一一) について、 自社が成長分野と位置づけている分野における専門家等の選任 独立した客観的な立場から持続的成長と中長期的な企業価値 国際的な事業展開 の向 のた
- (;) 独立社外取締役について、各上場企業では選任が進んでおり、 自主的判断により、 取締役会の三分の一以上

心は、 持った独立社外取締役が多く選任されるような取組みが期待される。 見・経歴を有し、 (原則四一八) の独立社外取締役を選任している企業も東証第一部上場企業の一割以上に上る。 独立社外取締役の人数の増加だけでなく資質のバランス、 中長期的企業価値の向上に向けた経営戦略、 取締役の選解任など経営の監督に貢献できる資質を 多様性の充実に移っている。 ステイクホル 社内で得ら れ ダ 1 な の関 15 知

実効的な役割分担を図るための筆頭独立社外取締役 取組みを行っている上場企業の例を掲げる。 スに対する独立社外取締役の主体的関与。 iii 取締役会構成、 独立社外取締役選任にかかる取組みのほか、 CEOと取締役会議長の分離、 (Lead Independent Director) 取締役会の独立性・客観性を一層担保するため 米国事例も踏まえて取 設置、 独立社外取締役の選任プロ 締役会と経営陣

セ

0)

- 説明の内容については、 の開示、 な企業戦略の関係について、 (iv) コードでは、 個々の選任・指名についての説明 取締役会等の構成に関する考え方、 取締役会が役割をいかなる構成をとることにより実効的に果たそうとしているか、 具体的に理解できるものであることが重要である。 (補充原則四——一一①、 取締役候補の指名、 原則三—— (iv) (v)) 経営陣幹部の選任に関する方針 が求められる。 かかる開 中長期的 ・手続 示
- 2 取締役会の運営 (原則四 八、 四 四一一二~一四

く経営陣幹部の人事等の議論を充実させることが必要である。 持続的成長と中長期的企業価値の向上を図るべく取締役会による戦略的な方向付け、 適切な業績評価とこれに基づ

上場企業の取組み事例として、 (i) 先ず、 戦略的方向付け等について議案の絞込み、 事業活動の上で戦略的に重要と考えられる議案については金額基準にとらわれずに取 十分な審議時間 の確保 (補充原則四— が必要となる。

<u>H</u>.

間について議案一件あたりの時間として少なくとも二〇分程度を充てる。 報告事項、 締役会で議論を行いつつ、 決議事項に加えて審議事項を導入し、 議案数の絞り込みのために業務執行決定権限の経営陣委任を進める。 重要なテーマについては決議に先立ち取締役会で議論する。 取締役会議案として 審議時

となる。 ii 社内取締役は取締役会における職責が執行者としての職責とは異なることについて認識を深めることが îii 独立社外取締役が取締役会における戦略的方向付け等の議論に貢献できるようにするべく環境整備に 重

向けた取組みが求められる。

取締役・執行陣に対するインセンティブ作りもさることながら、 られる資質にも大きく影響を及ぼす部分であり、これまでの独立社外取締役に関する議論とは異なった検討が重要に 消極的妥当性のみならず、 なる (私見)。 従来の独立社外取締役に関しては、 戦略策定など積極的妥当性にまでいかに拡大できるか、これにより独立社外取締役に求め 独立性の強化などに重点が置かれていたが、 独立社外取締役の役割をコンプライアンスあるいは 攻めのガバナンスに おい ては社ら

報交換を行うこと、 (補充原則四 ある助言を得るため社内者だけでなく、 上場企業の取組み事例としては、 (独立社外者のみを構成員とする会合) 監査役会・監査等委員会設置会社を中心に指名・報酬等にかかる任意の諮問委員会等を活用する こと、 その際に独立社外取締役を過半とし委員長を独立社外取締役にすること、 独立社外取締役への報告・情報提供の工夫を行うこと、 を活用する 独立社外取締役にも適切なトレーニングの機会を提供する (補充原則四 -八① こと、 独立社外取締役と監査役等との間 エグゼクティブセッショ より付 (原則四 加 の情 価値 四

ことが挙げられる。

- iv 独立社外取締役の役割・責務として、 少数株主などステイクホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる
- こと(原則四一七(iv))が重要である。
- (3) 取締役会の実効性評価 (原則四―一一)

取締役会の資質・多様性、 運営を充実させるための取組みが有効に行われていることなど取締役会全体としての実

効性の分析・評価を行い、新たな取組みに繋げることが重要である。

取締役会の各自による率直な評価が先ずは重要となる。 締役会に設置された各委員会の運営状況等も含めること、英国の経験も踏まえ外部の視点も入れた評価や評価機関名 のみによる会合も活用するなど独立社外取締役の主体的な関与を確保すること、評価の対象には任意委員会も含め取 効性について適切に評価を行うことが期待される。評価の実施に際し、企業の状況に応じて様々な取組みが考えられ の公表を行うこと。 (-) 二〇一六年五月末にコード適用開始から一年が経過し、各企業が取締役会の資質・多様性、 取組みの例として以下の通り。指名委員会や独立社外取締役 運営状況等の実

にも重点が置かれるべきこと。 おいては取締役会が持続的な成長と中長期的企業価値の向上を独立した客観的な立場から支援できていることの検証 (; ;) コード策定の趣旨である持続的な成長と中長期的企業価値の向上に鑑み、 取締役会の実効性の評価と開示に

4)最高経営責任者(CEO)の選・解任の実際

スに対する疑問が出され、 CEOの解任権の問題は古くて新しい課題といえよう。 監査役会設置会社によるガバナンス改革を指向する立場からは、 エンロン事件等を受けて社外取締役主体の米国型ガバナン 監査役会に解任権を付与

五 五 五

点から、 する制度改革なども予てより議論されてきたところである。コンプライアンスならびに経営の妥当性のチェックの観 経営陣規律を図るべきコーポレート・ガバナンスの根幹ともいえる部分である。(②)

独立社外取締役の十分な関与を得るため、 を踏まえ、 定の時間をかけ独立社外取締役も含め取締役会が候補者の資質を見極めるプロセスを設ける。 されるべきである ておくことが必要である。 要な戦略的意思決定である。 持続的な成長と中長期的企業価値の向上の観点から、 いて審議時間を十分にとる。 適切に会社業績等の評価を行い、CEOに問題があると認められる場合にCEOを解任できる仕組みを整え 将来のCEOに求められる資質やあるべき像を十分に議論してCEOの選任を行う。 (補充原則4-3①)。 かかる取組みを更に進め、 選任のための後継者計画策定においては客観性・適時性・透明性を担保する手 取組み事例として、 指名委員会、指名にかかる任意委員会を活用する。この際に指名委員会等 CEOが客観性・適時性・透明性ある手続により適切に選解任 最高経営責任者(CEO)の選解任は上場会社にとり最も重 取締役会内部においてCEOの候補者を明確にし、 b企業の中長期的 ©CEO選・解任に 戦略 求

監視が十分になされていなかったことの証左となる。 こなかったとすれば、 による関与を図るなどはそもそもの制度の趣旨として当然のことである。 の事例しにしても同様であり、 ガバナンス改革が挙げられるが、 (a) については、 従来から経営諮問委委員会による次期CEOの育成・決定を図ってきた事例として株式会社帝人の 逆に形式的な米国制度導入に留まっていた、だからこそ不祥事が繰り返され、 中長期的戦略を踏まえること、指名委員会等において時間をかけて独立社外取締役 決して今般のコード導入を契機としたものではない点は留意される。 コードなどソフトローによる、プリンシプルベースとしつつも これまでそうした手法による運営がされて あるいは妥当性 また他の二つ

0) 定の強制力ときめ細かい上級管理者機能 ガバナンスに係る規律づけが必要となろうか (Senior Management Functions SMFs) , (私見)。 の設定による、英国を範とした攻め

(5) 監査機能の適切な発揮

来は監査役会が果たすべきこと。この他、 立者であるべきで、 ためレポートラインとして社外監査役・社外取締役に通報できる仕組みが必要であること、 不祥事防止等の観点から、 監査役会等の構成を企業不祥事の再発防止の観点から検討すべきこと、 監査機能の適切な発揮に関連して以下の指摘がされている。 監査機能の適切な発揮に関して以下の課題が検討される。 内部通報機能を発揮させる 第三者委員会の役割は本 監査役会等はほぼ全員独

対応を行うべきこと(補充原則三―二①、 との連携の現状とあり方の検討。 役会等への適切に情報提供体制を確立することが重要 ら役割・責務を果たす観点からの妥当性。 (a) 監査役・監査委員等の選任において、CFO経験者が監査委員長に就任する例があるが、 (c)外部会計監査人による適正な監査の確保に向けて、 (b)内部監査部門の機能を有効に活用する観点から、 (補充原則四―一三③)。内部監査部門と取締役会や監査役会等 監査役会と取締役会は以下の 内部監査部門から監査 独立・客観 的立場か

の策定、 監査役会は 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているかの確認を行う。 (補充原則三―二①)、外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するため の基準

人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス 取締役会および監査役会は 内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保、 (補充原則三—二②)、 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保、 (面談等) 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合 の確保、 外部会計監査人と監査役 (監査役会への出席を 外部会計監 査

や不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立。

第四章: コーポレート・ガバナンス・ コード における資本政策とグランドデザイン

―ROE、最適資本構成など―

I. 資本政策の基本的な方針と日本版コード

上場会社は資本政策の動向が株主利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、 に何を実行するのかについて株主にわかりやすい言葉・論理で明確に説明を行うべきである。 方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために経営資源の配分等に関し具体的 を行うべきである。 るべき最適資本構成の構築が主題となる。 取 締役会評価の項とも関連するが、 原則五―二では、経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては収益計画や資本政策の基本的な 攻めのガバナンスの前提として、企業において資本コストを上回る収益を上げ かかる資本政策の基本的な方針に関して、日本版コード原則一―三では 資本政策の基本的な方針について説明

得等)を勘案することになる。(34) 資本政策において資本構成 (自己資本比率等)、資本効率(自己資本利益率(ROE)等)、株主還元 (配当、自己株式取

A. ROEと最適資本構成

ROE指標が業績評価の基準となる。 |ROA+負債比率×(ROA-利子率)| ×(一-税率) の図式において財務レバレッジ効果については、①「ROA-R OEもさることながら、 最適資本構成の議論を踏まえると、 レバ レッジ効果、 利子率とROEの差等の理論が前提となる。 R O A (総資本に対する営業利益の割合) を勘案した R 0 Ĕ || 利

れる。 構成を経営陣は各局面に応じて模索することになる。 収益性の面からは財務レバレッジが高い 税効果)。 がプラスの場合は株主側の要望に応じ財務レバレッジ高めることが許容されるが、 有利子負債の支払利息は税法上損金算入され、 財務レバレッジについて、安全性の面からは財務レバレッジが低い (株主資本比率が低い)方が一定の制約下では好ましいともいえる。 支払利息に税率を乗じた分は税金を払わなくてすむ (株主資本比率が高い) ことが好ましいが 金利の上昇リスクが懸念さ 最適資本

キャッ ROE数値、 要となる。 企業側も企業価値創造に向け目指す点は同じでROAの検討が資本政策の視点で必須となる。 に当期の株主配当性向、 こうした前提で経営陣には配当と内部留保・ROE、 シュフ 企業の競争力の観点からは投資家は投資収益の上がる有効な投資の判断を下すことになるが、 口 内部収益率 1 の管理が大切であり、 ROEをいかに設定するか、数字ではなく、中期経営計画に連動したグランドデザインが重 (IRR) を開示するとしても、 フリー・キャッシュフローの黒字化が長期的な投資資金を生み出す好循環を 翌期の利潤を生み出す株主還元政策の構築が求められる。 攻めのガバナンスの視点から経営の内部面の深化として 対外的な目標として 結果として 単

第五章: ESG責任投資、 企業価値向上に向けたエンゲージメントの実践、 議決権行使の関係、ガバナンス責任者の関与 非財務情報と統合報告書ならびに

―二○一五年英国現代奴隷法のコモンセンス・アプローチと域外適用リスク、人権デュー・デ

イリジェンスの交錯

攻めのガバナンスの実践を踏まえたエンゲージメントの実際

I.

1. 中長期的企業価値向上と長期投資家としてのコミットメント形成

期間五年)、エンゲージメント投資(責任を持った対話と信頼関係構築、企業文化の尊重)、社会貢献投資(全ステイクホル 報格差の是正を図るものであること、企業の持続的成長をサポートすること、全てのステイクホルダー(利害関係者) ダーのための中長期的成長と企業価値向上、 に資するものであること、②投資理念としては、長期厳選投資(ポートフォリオ占有率上位五銘柄五○─七○%、 の一例をみると、①企業と投資家の対話(エンゲージケント)の理念は、双方向のコミュニケーションであること、 短期投資型ではない中長期的企業価値向上を主旨とするエンゲージメント型・対話重視型ファンドの対話 国民の資産形成・社会貢献) 等が挙げられている。 平均保有 0) の取組み 情

・ エンゲージメントの具体的な内容と株主総会機能

開示資料におけるベスト・プラクティス共有、 IR活動の情報交換・IRミーティングと投資先企業同士の横の繋がりの機会設定、 エンゲージメントの具体的な内容としては、 経営陣・社外役員との定期的ディスカッション、 国内外の競合他社・ビジネス環境の調査・分析の共有、 店舗・物流センター 中期経営計 企業経営 製造拠点 画 I R

、実地見学、自然災害時における投資先企業との支援、 投資先企業の社外取締役・監査役就任、 株主総会出席

陣支援等が掲げられる

この他、 cycle、plan-do-check-act cycle)を実行すること、経営トップ・独立役員と株主との定期的なミーティングを図ることが の内容となること等が具体的内容の一例として列挙される。 建設的対話の場合は財務・株価等における改善のみならず、 消策としては資本効率向上、 築とオペレーション改善による事業価値自体の向上を図ることならびに流動性・コミュニケーション・ガバナンスの 内容となる。②長期投資家側は、 各面における企業価値と理論的株主価値のディスカウント解消を図ること、この場合ガバナンスのディスカウント解 ンチャーキャピタル的機能を発揮すること、②外部・少数株主として企業の内部変革を促すこと、③戦略策定・再構 ルダーの観点から経営をサポートすること、経営環境悪化時も純安定株主として保有を継続することが内容となる。 ミットメントについて、 長期投資家は全ステイクホルダーのために議決権行使を行い、投資先企業とのコミットメント形成を図る。 資本効率目標を含む具体的な重要業績評価指標 建設的対話の基礎として、①友好的アクティビストとして上場企業に対し非上場ベンチャー企業に資するベ ①上場企業側は、 株主還元方針明示、 中長期的目線と企業理解を常に保ち、長期に亘り企業に資すること、全ステイクホ 経営者が描く将来のあるべき姿とロードマップを中長期経営計 取締役構成変更、 (Key Performance Indicators KPI) 長期展望・競争戦略・人材確保などがエンゲージメント 買収防衛策の内容変更などが挙げられること、 を設定し、 PDCA (PDCA 画等で示す 即ちコ

た株主主体のエンゲージメントとなろうか 従来の大規模・支配株主主導の改革とは異なり、 (私見)。アクティビストである機関投資家による株主総会における議決 理念型としては当該企業に対する株主における忠実義務を意識し

行動の中の一つの場面に過ぎないことが理解される。 権行使活動は、 スチュワードシップ・コード、 コーポレート・ガバナンス・コードが求める対話・エンゲージメント 株主総会機能の変容と位置付けられる

Ι. 非財務情報の重視と国際統合報告書とESG責任投資、 議決権行使の関係ならびにガバナンス責任者による関与

1.ESG責任投資―SRI(社会的責任投資)の異同―

たものであるが、理念をやや異にする。SRI(社会的責任投資)の場合、市場メカニズムを通じて株主が議決権など Social Governance) 業がESG課題を考慮すること自体が機関投資家においてその社会的責任を果たすことになる。 投資の内容となる。 権利を行使してCSR(企業の社会的責任)に配慮した持続可能な経営を経営陣に求めるが、ESG投資では投資先企 長期投資家の責任投資とエンゲージメントの関係として投資意思決定プロセスにおけるESG(Environmental、 の組み込み、投資先企業との建設的対話・エンゲージケント、 責任投資としてのESG投資はSRI(Socially Responsible Investment 社会的責任投資) 受託者としての議決権行使が責任 から派生し

告あるいは統合報告書をどの程度活用しているかなど状況把握を目的として調査報告書を発出している。 などの非財務情報を重視しているか、ESG投資に関する意識・状況の把握および財務情報と非財務情報の統合的報 ESGに関しては非財務情報として重要性を増し、経済産業省も投資家・年金基金等を対象に、 投資家などのステイクホルダーに対して財務情報および非財務情報 の関連性を比較可能な形で取りまとめ提供するもので将来志向のストーリー性、 投資家双方が積極的に投資材料、 対話の材料として活用することが期待される。 (企業の経営戦略、 必要な定量情報を併せ持つと ガバナンス、パフォーマンス 投資に際しESG 統合報告書

2. 国際統合報告書とESG投資、エンゲージメントならびに報告境界

(1) 国際統合報告書とESG投資

かに短、 統合報告書 以下で内容を精査しておきたい。 中、長期の価値創造を導くかに係る簡潔なコミュニケーションとなる。 (Integrated Reporting) は組織の外部環境を背景として組織の戦略、 新たなガバナンス領域として注視さ ガバナンス、実績および見通しがい

較可能性の観点から網羅的な情報開示を行うべきことが求められる。こうしたギャップを埋めることでESG投資の 造等に関するストーリー性を重視する簡潔な情報開示を行うべきこと、 C S R 性について質的に不足しているとの回答が多数出され、投資家の期待の高い要素について必ずしも十分な情報が記載 待する。 されていない可能性がある。投資家の視点から統合報告書の情報開示について、 と比較した場合、ESG情報を重視する投資家を中心にガバナンス、ストーリー性、トップメッセージ、 する姿勢を示している。 (社会的責任投資)におけるネガティブスクリーンなどのマイナス要素の排除よりもポジティブな観点から評価せんと 投資家はESG情報を長期的企業価値向上の観点から評価し、ESG情報を通じた投資家・企業間 (企業の社会的責任) 投資家はESG情報を長期的な投資先企業の価値創造の向上の観点から評価し、リスク回避あるいはSRI しかしながらESG情報については企業・投資家間にギャップも存在し、海外の統合報告書 の要因 (マテリアリティ、 重要課題) や K P I 事業の全体像の把握、 (重要業績評価指標) 企業価値に重要な影響を及ぼす を中心とした企業価値創 恣意性の排除および比 の対話促進を期 情報の網羅

更なる深化・拡大が期待される。

(2)欧州におけるSRI(社会的責任投資)とエンゲージメント

Eurosif (European Sustainable Investment Forum 欧州責任投資フォーラム)の定義ではSRIを広義 代奴隷法と域外適用リスク、人権デュー・デイリジェンスの交錯に繋がる論点となる。 き企業に働きかける投資家行動としてのエンゲージメントに三分類される。 評価が将来企業価値に与える影響を他のファクターと統合して評価するインテグレーション手法、 保全、社会貢献などを積極的に行う企業を組み込むポジティブスクリーン、宗教教義や人権・開発問題等の観点から (Core) に大別し、 アルコー (七兆ドル 欧州におけるSRI (五六六兆円)、二○○九年末)に達したと推定され、大きな市場誘因となっている。 ルやタバコ、 広義のSRIは、①タバコ産業や兵器産業を排除する簡素な基準を用いる手法、 軍需産業などへの投資を控えるネガティブスクリーンに大別される。 (社会的責任投資) の投資手法は、 一般的定義として投資ユニバースの構成において環境保護 欧州のSRI市場の残高は約 後述の二〇一五年英国現 S R I ③ESG課題につ ②ESG項目 (Broad) 団体 五兆ユー とコア である 口 0

に至った。 った³² が求めるエンゲージメント 経営方針が財務や経営の実績に与えた影響が分かり難く、 は義務づけられた財務情報と環境・CSRなど非財務情報を別々に提供しているが、 環境問題が経営に与える影響について年次報告書の一部である取締役会報告書への記載を求めている。 入と年次報告書に事業の環境や社会的側面に関する情報を盛り込むことを求めた。英国政府も一定規模の企業に対し、 欧州委員会は二〇〇三年EU(欧州連合)指令である会計法現代化指令を発して企業に国際会計基準 我が国企業も統合報告書に対する取組みを進めつつあり、 対話の基礎資料を形成するものと期待されよう。 必要な情報を明 ESG投資更にはスチュワードシップ・コード 確 簡潔に示す報告書の登場が期待される 非財務的な取組みや知的資産 大部分の企業 (IFRS) 導

3. 指導原則と内容要素ならびに報告境界

(1) 統合報告書の主たる目的と指導原則

とり有益なものとなる。そのフレームワークは、プリンシプルベース(原則主義)に基づくものである。 THE INTERNATIONAL <IR> FRAMEWORK - Integrated Reporting (the IIRC)、「国際統合報告フレームワーク」 織が長期にわたりいかなる価値創造を行うかを説明することにある。 に関する同意、 誠実性を確保する責任に関する同意、②ガバナンス責任者の集団的思考に基づき統合報告書が作成、 はフレームワークに準拠して作成され、 に亘る価値創造能力(the ability of the financial reporting entity to create value)に関心を持つ全てのステイクホルダーに は従業員、 (二○一三年一二月) をみていきたい。統合報告書には関連する財務情報とその他情報の両方が含まれる。⑶ 二〇一三年IIRC についてみていくと、 顧客、 ③報告書がフレームワークに準拠して表示されたかについての意見または結論 サプライヤー、事業パートナー、 (国際統合報告評議会) その主たる目的は財務資本の提供者 以下の内容を含むガバナンス責任者からの表明が示される。 の発した国際統合報告書(The International <IR> Framework - Integrated 地域社会、 立法者、 (providers of financial capital invest) 規制当局および政策立案者を含む組 以下では、 国際統合報告書の内容について、 ①統合報告書の 表示されたこと 統合報告書 統合報告書 織 の長期

支えられている。 みで創造されるものではなく、 統合報告書は、 知的・人的、 統合報告書は、 組織がいかに長期にわたり価値創造を行うかについて説明している。 社会・関係、 外部環境の影響を受け、 以下についての洞察の提供を目的とする。 自然に分類される組織が利用し、 ステイクホル 影響を与える資源および関係。 ダーの関係性を通じて創造され、 ①組織に影響を与える外部環境、 価値は組織単独で組 フレームワー 多様な資源に 織内部 ②財務 ・クで

はこれらを資本として取り扱っている。 ③ 短、 中 長期に価値を創造するための組織における外部環境および資本の

相互作用

組織自身に対して創造される価値であり、 ウトプットにより資本が増加、 織に関する価値創造と他者に対する価値創造として、 減少または変換された形で現れ、 財務資本提供者への財務リターンに繋がるもの。 組織が長期にわたり創造する価値は、 相互に関係し合う次の二つの側面を有している。 ②他者に対して創造され 組織の事業活動とア (1)

completeness):統合報告書は、 情報を開 に関連するかについて洞察を提供する。 報提供により統合報告書作成の基礎を提供している。 る価値、 ない形で含む。 を提供している。 と同時に組織がステイクホルダーの正当なニーズと関心および期待をどの程度理解・考慮し、 (stakeholder relationships):組織と主要なステイクホルダーとの関係性について性格および質に関する洞察を提供する に影響を与える要因の組合せ、 統合報告書は組織の戦略、 統合報告書に関わる指導原則 ステイクホルダーおよび社会全体に対する価値 示している。 ⑦首尾一貫性と比較可能性 ④重要性 ⑤簡潔性 および戦略がいかに組織の短、 (materiality):組織の短、 重要性のある全事象を、 相互関連性および相互関係の全体像を示している。 (guiding principles) は以下の通りで、 (conciseness): ②情報の結合性 (consistency and comparability):統合報告書の情報は④期間を超えて首尾 統合報告書は簡 中、 ①戦略的焦点と将来志向 正と負の両面につきバランスのとれた方法かつ重要な誤りが (connectivity of information):組織の長期に亘る価値創造能力 長期の価値創造能力に実質的な影響を与える事象に関する 电 長期の価値創造能力や資本の利用および資本への影響 潔なものとする。 報告書の内容および情報の開示方法に関する情 (strategic focus and future orientation): ⑥信頼性と完全性 ③ステイクホルダーとの関係性 対応しているかの (reliability and 洞察

貫し、 (b) 組織 の長期に亘る価値創造能力にとり重要性のある範囲において、 他組織との比較を可能にする方法により

(2) 統合報告書の内容要素とガバナンス

表示する

ビジネスモデル、リスクと機会、戦略と資源配分、 統合報告書は以下の八つの内容要素 (content elements) 実績、 を含むものとされる。 見通し、作成と表示の基礎。 組織概要と外部環境、 ガバナンス、

文化 structure):ガバナンス責任者のスキルおよび多様性(the skills and diversity) organization's governance structure) テ び倫理上の問題に対処するためのメカニズムなど。 的要請が組織のガバナンス構造の設計に影響を与えるかなど。 が組織の価値創造能力といかに関連付けられているか。 ンス行動を取るか。 ナンス責任者 およびリスク管理アプローチ ノイブ ダーとの関係性を含む) ①ガバナンスに関して、 (the organization's culture) を形成しモニタリングするための特定のプロセス:リスクに対する姿勢、 (remuneration and incentives) (those charged with governance) が取った具体的な行動。 (d組織の文化、 (f)イノベーションの促進および実現に関するガバナンス責任者の責任。 が資本の利用および資本への影響にいかに反映されるか。 統合報告書は以下の問いに対する洞察を提供している。 (its approach to risk management) に影響を与え、 はいかに組織の短、 は組織の短、 中 (c)組織の戦略的方向性 中 長期の価値創造といかに関連付けられているか。 (a)組織のリーダーシップ構造 長期の価値創造能力を支えるか。 b戦略的意思決定 (経歴の範囲、 (the strategic direction of the organization) それらをモニタリングするためにガバ (e) (strategic decisions) を行い、 組織が法的要請を超えたガ 倫理および価値 (イ) 組織 性別、 (The organization's leadership 回統合報告書は次の のガバナンス構 (g)報酬およびインセン 能力および経験)、 (主要ステイクホ 報酬およびイ 誠実性およ 造 ハバナ 組織 制度 事象

ンセンティブにつき組織による資本の利用および資本に及ぼす影響といかに関連付けるかなど。

要業績評価指標) 的にかかわらず組織の継続的な価値創造能力の根源に関わると共に、 ら価値創造するための具体的手順。 には常に一定の不確実性 は指導原則である重要性 能性と影響の大きさの組織による評価。 に起因するものを含む。 なリスクと機会要因(the specific source of risks and opportunities) 合報告書は組織固有の主要なリスクと機会を特定する。 価値創造能力に影響を及ぼす具体的リスクと機会は何か。 ②リスクと機会 (risks and opportunities) について、 当該資本の継続的な利用可能性、 を識別することを含む。 内的要因には組織の事業活動に起因するものを含む。 (a degree of uncertainty) (materiality) 関連する戦略目標、 を考慮し、 質および経済性に関するものを含む。 リスクまたは機会が現実のものとなる具体的状況の検討を含む。 dリスクの発生可能性が極めて小さいと考えられる場合でも短、 以下のものを含む。 が内在する。 当該リスクに対する組織のアプローチを統合報告書に含む 統合報告書は以下の回答を提供する。 このリスクと機会には短、 戦略、 組織はそれらに対していかなる取組を行っているか。 方針、 (ご主要なリスクを低減・管理し、 (内的、 組織による重要性の決定プロセスの要約、 極めて重大な結果をもたらす可能性がある場合 目標およびKPI(key performance indicators 重 外的、 またはその両方)。 bリスクと機会が現実のものとなる可 **八次を特定することも含む。** 中、 長期の、 イ組織の短、 外的要因には外部環境 または主要な機会か 資本に組織 中 か かる開示 (a) 具体的 が与える 長期の 報告境 長期 (\square) 統

界の説明およびその決定方法、 ③統合報告書は作成と表示の基礎を説明し、 重要性のある事象を定量化または評価する上で重要な枠組みおよび方法の要約

は組 重要性の決定プロセスの要約 織の重要性の決定プロセスおよび主要な判断の要約を含む。 (a summary of the organization's materiality determination process) 要約には次を含む場合がある。 について、 関連性のある事象を

特定し、 その重要度を評価し重要性のある事象(material matters)に絞り込むプロセスに関する簡潔な説明。

(3) 統合報告書の報告境界

(FW3.30-3.35) において事象が組 重要性決定プロセスの鍵となるのは報告境界(the reporting boundary)の概念である。 かなる範囲まで含めて開示するかの問題である。(ヨ) 織の統合報告書に含められる関連性を有するか否かの境界と説明され、 報告境界は指導原則の重要性 統合報告書

びステイクホルダーに起因または関連するリスク、機会およびアウトカム。 合報告書の報告境界の決定は以下の二つの側面を有する。 ならびに②価値を創造する財務報告事業体の能力に重大な影響を与える財務報告事業体以外の他の事業体およ ①財務報告事業体 (財務報告を目的として利用される境

報を関連付ける際の基礎または参照ポイントとすることができる。 務報告事業体を用いることにより、 以下の二つである。 報告境界の中心となるのは財務報告事業体(entities that are included in the financial reporting entity)である。 財務資本の提供者の投資対象は財務報告事業体であり、 財務諸表情報 (the information in the financial statements) 当該事業体の情報を必要とする。 を統合報告書内の 他 また財 理 の情 由

は

以下の制約が存在する可能性がある。 響を与える範囲において統合報告書上で報告される。 ステイクホル まれる事業体に起因または関連する重要なリスク、 統合報告書は報告境界を特定し、 ダーに起因または関連するリスク、機会およびアウトカムは財務報告事業体の価値創造能力に重要な影 決定方法を説明する。 財務報告事業体が支配しない事業体について信頼性のあるデータの利用 機会およびアウトカム ©実務上統合報告書に開示できる情報の性質や範囲について、
 即ち、 (a) 「組織の統合報告書において、 (成果)を報告する。 b他の事業体および 財務報告事業体に含 可能性

ムを特定することの本来的な困難性。 ならびに財務報告事業体の価値創造能力に特に長期に亘って重要な影響を与える全てのリスク、機会およびアウトカ かかる制約および克服のために実施された行動についても、 統合報告書におけ

る開示が適切とも思料される。

は当該他の情報と容易に調整が可能な形で作成する。 る他の公表情報に類似、 の要約を含む。 を対象として作成する る公表情報と類似、 (customer satisfaction) を測定する際に企業が定義した計算式、またはリスクを評価する際に業界で使用される枠組み) れた重要な枠組みおよび方法 重要な枠組みおよび方法の要約について、 詳細な説明が他のコミュニケーションにより提供される場合もある。 または当該情報を基礎とした問題を取り扱う場合、KPIは当該他の情報と同一基準、 またはこれに基づく場合、統合報告書の情報を当該他の情報と同一の基準により作成、 (財務情報を作成する際に適用される財務報告基準 (a)統合報告書は、 KPIが組織の財務諸表またはサステナビリティ報告書におけ 重要性のある事象を定量化または評価する際に用 (financial reporting standards) b 統合報告書の情報が組織によ 顧客満足度 について 同 また 期間 いら

集約と細分化 重要性のある事象の開示、 一般報告ガイダンス (aggregation and disaggregation)° (general reporting guidance) について、報告上の一般事項は以下の様々な内容要素と関連す 資本に関する開示、 短、 电 長期の時間軸 (time frames for short, medium and long term)

理解に資する関連する相互作用・相互関係 要な情報の例として事象および組織戦略、 重要性のある事象の開 示について、 組織は重要性のある事象の性質を考慮し、以下の内容の提供を検討する。 ビジネスモデルまたは資本への影響に関する説明。 (interactions and interdependencies)。事象に対する組織の見解。 原因と結果についての 事象に対す (a) 主

び前提が 質に関する開 確実性に関する開示の例を説明する。 る情報提供。 いは信頼限界 る行動および効果。事象について組織が管理可能な範囲。 説明の通りにならなかった場合、 提供された情報に関連する確実性の範囲 これには前期の比較情報および将来期間の目標を含む。 (e)競争優位を失う場合 (loss of competitive advantage)、 (CL: confidence limits)° 将来アウトカム d 事象に関する主要情報が不確実と考えられる場合にはその事実と理 情報がい (certainty range) または信頼区間 かに変化するか。 (成果) 定量的および定性的な情報開示 の幅 事象に関する具体的・詳細な内容でなく一 (the range of possible outcomes) (b)事象に関して不確実性が存在する場合に、不 期待収益率が期待通りとなる価格変動性 (CI: confidence interval) (quantitative and qualitative 関連する前提およ 由に関 般的性 ある

の行動を選択すること)。 明を求めるものではないが、 た雇用の創出)。 のトレード・オフ に影響を及ぼす以下の重要なトレード・オフにつき開示されることは重要となる。 ルな資本ストックに与える影響の全てが記録される形で、全ての多様な資本間の複雑な相互関係について網羅的 複雑性、 相互関係およびトレード・オフ(trade-off)について、フレームワークは統合報告書により組織がグロ b 異なる時点間のトレード・オフ (trade-offs:between capitals or between components of a capital) (ご組織に帰属する資本と他者に帰属または誰にも帰属しない資本間のトレード 統合報告書において、報告境界の決定に際して考慮する相互関係および長期的価値創造 (例としてより大きな資本の増加に繋がる行動には時間を要することから他 (例として環境に悪影響を与える活動を通じ (a)資本間または資本の構成要素間 オフ。 な説 ーバ

の場合よりも長期に亘ることが想定される。 短、 中 長期各々の時間軸の長さは組織の事業、 投資サイクル、 三七三 (五三一) 戦略

短、

長期の時間軸として統合報告書を作成、表示するに当たり、

組織が考慮する将来の時間軸は他の報告形態

に適している場合がある。 性質に影響を与える可能性がある。 各々の期間についてその長さを規定するべき回答は存在しない。 主要ステイクホルダーの正当なニーズおよび関心(their legitimate needs and interests)を参考にして組織が決定する。 はより定性的なものとなる場合が多い。 の事象はその性質から長期的な場合が多い)。報告における時間軸の長さとその理由は、 方でハイテク業界における時間軸は極端に短い)、 ならびに アウトカムの性質 (自動車産業における戦略計画は通常八年から一○年に亘る二つのモデルサイクル周期 しかしながら時間軸毎に事象の影響を開示する必要はない。 例として長期的事象は不確実性に影響される可能性が高く、 短期的事象 (shorter term matters) 時間軸は以下の二つにより異なる。 (自然または社会・関係資本に影響を与える一部 に関する情報は定量化、 (model-cycle terms) を対象とし、 統合報告書に開示される情報 それらに関する情 更には金額評価 業種またはセク

もある。 告の目的において使用される事業別または地域別セグメント 影響を及ぼし得る。 報集約により意味が大きく失われる可能性があり、 added meaningfulness) など)を決定する。細分化または集約(disaggregate or aggregate)して報告された情報がもたらす追加的な有用性 集約と細分化について、 かに組織を経営、 一方で過度の細分化は情報の散乱をもたらし ©組織は上級経営陣およびガバナンス責任者(senior management and those charged with governance) 情報を細分化または集約するために必要な努力のバランスを取ることを含む。 監督するかを特に考慮した上で、 a個々の組織は各状況に適した情報を提供する集約レベル 特定領域における良い実績または悪い実績が不明瞭となる可能性 (unnecessary disaggregation can result in clutter) 情報を適切なレベルに細分化または集約する。 (the business or geographical segments) 国 子会社、 に基づき情報の開 部門または事業所 b 状況により情 その理解に悪 通常は財 (any

示を図ることになる。

4. ガバナンスに責任を負う者による関与ならびに価値創造

ISSUES も公表している。 二〇一三年四月統合報告フレームワークコンサルテーション草案(コンサルテーション草案)を公表して意見募集を行 起された課題に関してBASIS FOR CONCLUSIONSおよび補足資料であるSUMMARY OF SIGNIFICANT い、二○一三年一二月九日フレームワークを公表した。同時にコンサルテーション草案に対する回答者の意見から提 「際統合報告評議会(ⅠⅠRC 二○一○年設立)は国際的な新たな枠組の企業情報開示の枠組みを開発するため、

告の活動自体の信頼が失墜することを危惧したためとされる。 書を含めることとした。統合報告の普及が遅れかねないという懸念よりも、 フレームワーク(一:二〇)に要求事項としてガバナンスに責任を負う者が統合報告書に関して責任を有する旨の表明 いてガバナンスに責任を負う者の表明書を要求事項として追加するべきとの意見が寄せられ、 ガバナンスに責任を負う者による関与(Issue6:Involvement of those charged with governance)に関し、統合報告書にお 統合報告書の信頼性が損なわれ、統合報 IIRCの対応として

サーベンス・オクスレー法 (財務報告における会社の責任)において、CEOとCFO(最高財務責任者)がSEC(証券監視委員会)に提出する年次 エンロンの不正会計事件の教訓から内部統制強化、監査人の独立と行動規範の厳格化を規定した二○○二年米国 四半期報告書に宣誓する義務が規定されている趣旨と軌を一にしよう(私見)。 (Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act of 2002 企業改革法) 三〇二条

ムワークでは内容要素として新たに作成と開示の基礎 また作成・開示および保証の基準(Issue 7: Suitable criteria for preparation, presentation and assurance)として、 (四H:四·四〇—四·四八) を追加し、 重要事項の定量化や評価

測定・ クホルダーに関する重要な機会・リスク・実績は報告情報に含める ス:適合性を有する事象につい の方法、 (四・四二)。報告境界および報告境界がどのように決定されたか:組織および組織に重要な影響を及ぼす団体・ステー フレー 評価されたか 重要性の決定プロセス、報告境界とその決定方法についての以下の記載を求めている。 ムワーク上の基準は監査における明細な作成・ (適用された会計基準、 て重要性を評価 評価に使用した外部の基準、 Ľ 重要性を有する事象の優先付けについてのプ 開示基準を規定するものではなく、 業界で使用されている指標等) (四·四三—四·四五)。 重要事象がいかなる方法で 統合報告書 (四·四七 重要性 口 0 セ 決定プロセ 開 一四·四八)。 スの 示情 記載 報

提供者は①と共に組織の価値を高めることができる②も関心がある から 化の必要があるかについて、 値創造と結び付き、 る価値には次の二種類がある。 価値 価値の定義を行なわないこととした 価 値創造および資本 (Issue 5: Value/value creation and capitals) について、その意味合いあるいは内容、 他者との取引、 IIRCの対応としては価値の構成要素は個々の組織の状況により異なり、 ①組織そのものの価値、 組織外での活動、 (価値創造の概念についてフレームワークの二・四-社会の関係構築等により組織自体の価値 ②他者への価値 (ステークホルダーや社会) (二・四)。 組織そのもの ―二・六に説明を追加)。 0 価値創造は他 が高まる(二十六)。 特定の観点 財務資本 者 創造され 、の価 定量

を考慮し、

組織の状況により判断して記載することになる。

情報の測定・評価に用いた指標等が具体的に何かを記載することに主眼が置かれ、

比較可

能性

報告境界の決定方法、

造を全て定量化する必要はないとのコンサルテーション草案における考え方を再確認し、 工場周辺の環境整備によりコミュニティーの関係を良好に保ち安定した製品生産が可能となる等)も含む。 織 0 価 値創造は 組織そのものに直接影響するもの (売上額や製品製造数等) 0) みならず、 価値評価 他者への 価値および は報告書の 価値 利 価 (組織 用者 値創

が判断するものとしている。

企業のESGリスクとエンゲージメントの関わり―二〇一五年英国現代奴隷法のコモンセンス・アプローチと

域外適用リスク、人権デュー・デイリジェンスの交錯―

1. 企業のESGリスク

人)による責任投資原則の署名、 上場企業はESG(環境・社会・ガバナンス)リスクの対処が求められ、他方GPIF コンダクトリスクに関する規制強化を受け、投資家・金融機関に対しても責任ある (年金積立金管理運用独立行政法

投資の要請が高まっている。

CGCに基づく上場企業に対する社外取締役増員要請は、ESGリスク、不祥事防止の取組みを一層要求するものと シップ・コード(SWC)、両コードにおいて求められるエンゲージメント・対話との関わりも検討課題となる。 なり得ることが指摘される つあり、 ESGに関する課題が不十分な企業に対する法令違反・レピュテーショナルリスク(ESGリスク) 海外からの規制強化ならびに域外適用、更にコーポレート・ガバナンス・コード(CGC)、スチュワード が認識されつ

CSRへの取組みの必要性が窺える。原則二─三補充原則では、取締役会はサステナビリティ ESGのうち、ガバナンスGに関する開示事項の範囲が拡大されているといえよう(原則一—四、 課題への対応は重要なリスク管理の一分であると認識し、適格に対処すべきことが規定されている。更にCGCでは CGCにおいても、 補充原則四—一①、 基本原則二、原則二—二、原則二—三、同補充原則、 原則四一八、原則四-一九、 補充原則四——一一①②③、 補充原則四—一四②、 基本原則三などでESG課題への対処、 原則五—一)。 (持続可能性) 原則一—七、 を巡る 原則三

コーポレート・ガバナンス・コードにおける攻めのガバナンスの実践とエンゲージメントならびに株主総会改革(藤川) 三七七 (五三五)

2 欧米におけるESG関連の法規制―二〇一五年英国現代奴隷法のコモンセンス・アプローチ、域外適用など―

欧米におけるESG関連の法規制強化と二〇一五年英国現代奴隷法

採択等により、自主的取組みであったCSR調達が法的義務ないしは準じる義務へ引き上げられつつある。 ローとソフトロ れている。二〇一三年米国紛争鉱物規制開始、二〇一四年EU非財務情報開示指令採択、二〇一五年英国現代奴隷法 欧米ではガバナンス分野に限らず、サプライチェーン全体を通じてESG情報の開示を義務付ける法規制が導入さ の接近といえようか (私見)。 ハード

1

る倫理上の責任とされる。 上位概念として企業活動における人権尊重責任が位置付けられたことがある。他方、CSRは企業の法的責任を超え 背景には二○一一年国連ビジネスと人権指導原則採択を通じ、法的責任・国内法令遵守を超えた前国家的

声明を毎年度行うことを要求し、手続を取っていない場合にはその旨の声明を要求する(同法五四条)。 労働・人身取引に関する開示を法的に義務付けている。現代奴隷が存在しないことを確実にするための手続に関する 二〇一五年三月英国現代奴隷法(Modern Slavery Act 2015)は、業種を問わず、一定規模の売上の企業に対し、 強制

(イ)英国現代奴隷法のコモンセンス・アプローチと域外適用

二〇一五―一六決算年度に関する声明を発表することが要求され、決算年度末から六か月以内の報告が推奨されてい イド(Transnparency in Spply Chains etc. A practical guide)を発出し、二〇一六年三月を年度末とする企業が 二〇一五年一〇月には内務大臣が同法五四条九項に基づき、サプライチェーン等における現代奴隷法透明性実務ガ 初に

る(実務ガイド八・四)。

界全体で三六○○万ポンド(約六○億円)以上の年間売上を有する、(4) 務ガイド3章)につき、(1)英国で事業の全部または一部を行い、 ガイド三・六、三・七)。規制当局の裁量範囲が大きいといえる。 とされる。英国で事業の全部または一部を行っているかは一般常識に基づき判断される (commonsense approach) 本邦企業も英国で事業の一部を行う場合、同法の域外適用リスクが生じる。 (2) 商品またはサービスを提供し、 商業組織(Commercial Organization) 適用範囲 (同法五四条三・四項および実 かつ (3) 世 が対象

行っているとみなされる危険性がある。 ない旨規定しているが、英国子会社が親会社から独立性を有していない場合、本邦親会社も英国で事業の一 独立して活動し得ることから、英国子会社を有することのみをもって親会社が英国で事業を行っていることを意味し ら本条は適用されない(実務ガイド三・八)。実務ガイド三・八は、子会社は親会社および他のグループ会社とは完全に 英国で明白な事業の実体 (demonstrable business presence) を有していない企業は、 一般常識に基づく判断 0) い観点か 部を

commercial organisations to prevent bribery)においても同様の記述がなされるところであり、 内務省実務ガイドによれば基本的にコモンセンス・アプローチ(common sense approach)により判断され、 る議論同様、 て明白な事業実態を保有していない(do not have a demonstrable business presence in the United Kingdom)組織体には本条 個 !適用されない。英国贈収賄防止法のガイダンス第七条五項 (UK Bribery Act 2010 guidance Section 7: Failure of 「々の事例の事実に即して最終的には英国の裁判所が判断することになる (The courts will be the final arbiter)。 域外適用のリスクは皆無とはいえないこととなろう。 英国贈収賄防止法に関す 英国にお 即ち、

に駐在事務所または支店を有する本邦企業は英国内で事業の全部または一部を行っている (carrying on a

織体であり、親子会社関係でもなく売上高は別個に算定される(実務ガイド三・二項、三・三項、三・九項、三・一○項)。 business or part of a business) ことになるが、 額となる。 と重ねて該当する可能性が生じるといえる。 の分も含めて計算され、 他方フランチャイズ形式(Franchise models) 業者間割引 (trade discount) 付加価値税 (value added tax) ならびにその他諸税を控除後の金 英国子会社単独では該当することは当然である。 英国子会社を有するのみでは本邦本社は原則として該当せず、 では、 フランチャイザーとフランチャイジー 売上高は子会社 は別個 他の要素 独立 事 業⁽³⁾ 0) 組

(ロ) 英国現代奴隷法の情報開示

statement for a financial year) かかる措置をとらなかったことである。 および強制労働を含む)ならびに人身取引が派生しないことを確保するために前会計年度中にとった措置、 次に、こうした商業組織(commercial organisation) は (法五四条四項)、 (-) 自社事業およびサプライチェーンにおいて、 が求められる情報開示・報告 (A slavery and human trafficking 奴隷労働 または (隷属状態 îi

層化していることに鑑みれば本邦企業において適切な情報開示を行うことは容易でないと思料される。(雲) 事業活動を行う子会社も包含される。現在奴隷法がサプライチェーンの範囲を限定せず、 サプライチェーンにはチェーンに連なる子会社のみならず、英国内外で事業活動を行う第三者が含まれ、 大手チェーンが多国籍・多 英国

ンの部分および企業がリスクを評価・対処するために実施した手続、 関するデュー・デイリジェンスプロセス、 チェーン、 同法において開示が期待される六つの要素 (b) 奴隷労働および人身取引に関するポリシー、 は現代奴隷が発生しているリスクのある自社の事業およびサプライチェ (法五四条五項) は以下の通り。 (c) 自社の事業およびサプライチェ (e)適切と考える業績評価指標で測定された、 (a)企業の組織、 1 ンにおける現 事業およびサプライ 代奴隷に 自

社の事業またはサプライチェーンで現代奴隷が発生していないことを確認する方法の実効性、 スを踏まえている。こうした情報を報告することが実務上の基準になることが予想される。 るデュー・デイリジェンスプロセスの方法に関して解説し、 に関する研修ならびに能力工場(キャパシティ・ビルディング)。実務ガイドは開示の前提としての現代奴隷に関す 内容は国連指導原則に基づく人権デュー・デイリジェン fが従業員に対する現代

れる。 務ガイド二・六項)。 に同法の遵守を求める強制履行命令 五四条六項(a)。 ない場合は法廷侮辱罪 対象企業内の承認手続きとして、上記報告内容につき取締役会の承認ならびに取締役の署名が求められる 罰則として、 取締役としては本邦企業であれば代表取締役、 対象企業が報告を怠る場合、英国内務相(the Secretary of State)は英国高等法院(the High Court) (無制限の罰金刑) (contempt of a court order, which is punishable by an unlimited fine) (an injunction) の発出を申し立てることができる (法五四条一一項)。命令に従わ 日系の英国企業であれば managing director が想定さ に問われる (実

最新の国際的規範・基準の動向を踏まえてコンプライアンス内部通報制度、 充実を図ることが急務となろう。 このように同法は対象範囲が広範囲でエンフォー スメントも強く、 本邦企業としてもガバナンス・CSR グループガバナンス体制整備の一体的な に関する

(2) 二〇一四年EU非財務情報開示指令

五○○人超の公的な利益を有する企業(上場企業・金融機関)に対し年次報告書における開示を要求する。 二〇一四年EU非財務情報開 環境・社会および従業員に関する事項に加え、(ii)人権に対する尊重、 示指令では、 広範なESG分野に関して情報開示を要求される。 $\widehat{\text{iii}}$ 腐敗・贈賄防止に関する事項につ 適用対象は、 開示分野は 従業員

あり、 る。 のフレームワークに基づくことが許容されるが、ドイツはジャーマン・サステナビリティ・コードを既に発表してい チェーンに関する情報も含む)である。開始時期は、二〇一六年一二月六日までにEU各国において国内法化の必要が 分野に関連するリスクおよび会社によるそれらのリスクへの対処方法、 いても開示分野を拡大する。開示事項は、(ⅰ)上記分野に関する会社の方針、(ⅱ)これらの方針の結果、 ガイドラインが二○一六年一二月六日までに欧州委員会より発表される予定である。 iv 重要業績評価指標 指令に基づく開示は国内 (KPI) (サプライ îii

ていることが窺える。 情報開示に関する企業の取組みを遅らせる一因となりかねない。我が国の投資家においてもESG情報を重視し始め が国企業は欧米との規制のギャップがあり、 示を行ってい ンスや中長期計画その他の非財務情報の開示」を検討課題の一つに挙げている。他方で規制ギャップも指摘され、 非財務情報開示に関する国際基準について、既に本邦企業を含む多数のグローバル企業がこうした基準に基づき開 . る。 我が国も二〇一五年一一月から金融庁ディスクロージャーワーキング・グループにおいて「ガバナ 我が国に非財務情報の法定開示がないことはESGリスク対応やESG 我

Study2014によれば約半数の金融機関がESG投資を採用し、ExclusionがESGの手法として機関投資家の 欧州ではESG投資に関して、 ESGリスクの高い企業は投資対象から排除される危険性がある。 European)運用資 SRI

産の四

一%に採用されている。

その他、 Exclusion は、 Norm based screening ESGの観点から問題がある企業・業界をポートフォリオから除外する(ネガティブスクリーニング)。 (国連グローバルコンパクト・OECD多国籍企業ガイドラインなどのESG規範に準拠する手

て建設的な対話(エンゲージメント)や議決権行使を通じて働きかけを行う手法)がある。Engagement and voting は、 ワードシップ活動として行われることが多い。 おいてESGに関するリスクや機会を含めて評価を行う手法)、Engagement and voting ESG Integration(アセットマネジャーにおいてシステマチックなプロセスや適切な調査源に基づき金融分析や投資判断に (投資先企業に対するESG課題に関し スチュ

3. ESG投資とコンダクトリスク

場全体に影響を与えることが認識されている。 チャーの醸成、 クホルダーの信頼が損なわれることがシステミックリスクを生じさせる怖れがあることが認識され、 ESG投資とコンダクトリスクに関して、 リスクガバナンスの構築が求められている。 リーマン金融危機を契機にコンダクリスクが金融機関のみならず金融 金融機関の不適切な行動により、 金融機関や金融市場に対するステイ リスクカル

務と共に、レピュテーションリスク、コンダクリスク等の計量化が困難なリスクもリスク管理において考慮すべき旨 を規定している。 なリスクアペタイトフレームワークのための原則」(三○一三年)においてマネーロンダリングおよび倫理に反する実 20傘下の金融安定理事会(FSB)も、コングクトリスクの対応の必要性に言及し、FSBが発表した「効果的

中核とするリスクの概況として FCA Risk Outlook を発表し、 クについて明確な定義を行っておらず、広い規制・監督の裁量を残している。 にモニタリングを行うリスク分野などを公表している(二〇一五年以降は両文書を合体)。英国FCAはコンダクトリス 英国FCA (金融行動監視機構) はコンダクトリスクに対する監督を強めており、 監督方針として FCA Business plan を発表して優先的 FCAは毎年コングクトリスクを

て企業文化・消費者行動 アス・能力不足、 FCA Risk Outlook 2013はコンダクトリスクを高める要素として、固有の要素では情報の非対称性、 技術進歩、 組織・行動に伴う要素では利益相反、 規制 ・利益相反・金融犯罪・不公正取引などの項目を掲げる。 ・政策の変化などを挙げている。 企業文化、 Business Plan2015/2016せ、 競争の不足、 環境に伴う要素では経済 企業行動に関するリスクとし 消費者の 市場 バ 1

も位置付けられる。 ス態勢を検証」、「7・ グ基本方針、 金融片も金融機関のコンダクトリスク対処への関心を強めていると推察される。平成二六事務年度金融モニタリン ESG投資とコンダクトリスクについて、 サイバー攻撃等への対応状況、 平成二七事務年度金融行政方針における重点施策として「6. 顧客の信頼・安心感を確保するため、 業務継続体制の整備、 金融機関のコンダクトリスク対処は金融機関によるESG課題対応と 情報セキュリティの確保、 反社・マネーロンダリング対応等の取組みを検証」す ビジネスモデルの持続可 インターネットバンキング不 能性とガバナン

務情報開示の実務ではマテリアリティが重要原則とされ、 務における重要な手法となり、 クベース・アプローチは外国公務員贈賄規制、 ESGリスクへの対処としてリスクベースアプローチにより高リスク分野への重点的な対応が有効とされる。 ビジネスと人権に関する指導原則二四もリスクベ マネーロンダリング対策規制、 リスクベース・アプローチと整合する 金融制裁規制などコンプライアンス実 ース・ アプローチを明記する。 非財 リス

クホルダーへの配慮が求められ、 の対処が重要となり、 今後は投資先企業のESGリスクへの対応として、 攻めのガバナンスとの接点となろう。 従来の法令遵守を超える領域の不適切な行動 自主規制を超えた広義のコンプライアンスとして幅広 (コンダクト) といったグレーゾーン

4.責任投資の実際―議決権行使との関係など―

資先企業が対応すれば機関投資家における投資リターン向上・超過収益獲得のみならず、株式市場全体のリターン拡 ホルダー・リレーションズ)ミーティング等を経てβ(ベータ)リスクの向上を図る。ESG責任投資としてみれば、(ધ) おいて議決権を行使し、対応を促していくことになる。 大にも資することとなる。ここで投資先企業側の対応が図られなければ、 ブな株式投資では、ベンチマークの全銘柄に対する持ち切り方針の投資(バイアンドホールド)を行い、SR ならびに対話としてのIR かる責任投資のフロ 投資リターンの向上が得られれば投資決定を実行するが、得られなければ投資を行わない。 ーの実際として、①アクティブな株式投資の場合、 (インベスター・リレーションズ)ミーティングを行うことで銘柄選択を行い、 機関投資家は行使方針に従って株主総会に ESG要因を考慮した投資先企業選定 ②他方、 付加価値を (シェア ッシ

取組みと合わせて日本経済の転換、 が大きく変化することとなり、 は議決権行使に限定されず、 ッシブ投資では長期投資家の視点で投資先企業・株式市場全体の実効性を高めることに主眼が置かれることとなる。 投資家においては株主総会における議決権行使にとかく議論の重点が置かれることが多いが、株主総会の出席ある こうした責任投資の一環として対話・エンゲージメントがあり、 投資先企業におけるコーポレート・ スチュワードシップ・コードの実践により投資家サイドにおける投資の考え方の 成長戦略の実現を目指すこととなる。 ガバナンス・コードの実践、攻めのガバナンスの その内容もアクティブ投資では超過収益の源泉、 面

第六章: グローバルな機関投資家等の株主総会への対応と会社法制

―実質株主との対話・エンゲージメント作りと法的論点―

I. グローバルな機関投資家等実質株主との対話・エンゲージメント作り

ジメント作りが焦点となる。必ずしも議決権行使のみならず、 投資家等の株主総会への対応を考察していきたい。対話の場としては株主総会に限定されるものではなく、エンゲー 会出席に関する法理論の整理と理解などが重要となる。 プ・コードに沿って実質株主が対話・エンゲージメントに加わることが望まれ、企業価値向上に向けた実質株主の総 な役割を有している。 ることなどを述べた。他方で、株主総会の出席あるいは議決権行使は依然として株主と経営陣の対話においては重要 ジメント形成に向けて検討領域は大きく拡大してきたこと、 スチュワードシップ・コードの適用を受ける機関投資家等の投資家サイドに関して、グローバルな機関 特にグローバル機関投資家においては、 議決権自体は主としてアクティブ投資において行使され 信託銀行口座等を通じた実質株主との対話・エンゲー 対話の貴重な機会である株主総会にスチュワードシッ

階への進展と共に、 るものではなく、議決権行使に関しても対話・エンゲージメント形成に向けた役割部分が拡大し、責任投資全体とし て一元的・同質化するベクトルが働くようになるのではないか 前項では責任投資の実際として、議決権行使との関係などのフローの一例を示してきたが、二つのコードの実践段 アクティブ投資あるいはパッシブ投資について今後は必ずしも明確に各フローの流れが区分でき (私見)。

その観点から、 従来はとかく活動的な機関投資家であるアクティビストに焦点を当てて、株主総会における経営陣

提案の議案に対する反対投票の基準策定として議決権行使ガイドラインが意識されてきたが、今後は二つの日本版 質株主に対する基準策定の重要性が増大していこう。 コードの導入に合わせ、 株主総会出席も含めた経営陣との対話形成に向けたグローバル機関投資家全般を念頭に、 実

の対応についてのガイダンスの策定が望まれることが述べられている。 を受けて株主総会への参加を望む場合の考え方や対応についての検討が期待されること、 義株主となっていない機関投資家等で株主総会に出席する合理的な理由が認められる者が名義株主から代理 経済産業省策定の 「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」(二〇一五年四月二三日) 関係団体等において実務上 権の授与

年一一月一三日)の内容を中心にみていきたい。 ト作りに関して、全国株懇連合会「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」(二〇一五 までの策定を促すことが述べられている。以下では、グローバルな機関投資家等実質株主との対話・エンゲージメン 資家等が株主総会に参加する上での企業の基本方針作りを円滑化するため、 二〇一五年六月三〇日閣議決定「「日本再興戦略」改訂二〇一五」においても、 関係団体等におけるガイダンスの本年末 名義株主以外のグロ ししバ ル機関投

との重要性が認識される。 業価値および資本効率を高め、 株主と企業の間の対話の貴重な機会となる。 企業と投資家との建設的な対話を通じ、 な議決権行使を行うデメリットも予防する効果が期待される。 株主総会は企業経営陣が業績、 持続的成長を促す「目的をもった対話」を通じて認識の共有、 持続的な企業価値向上が図られると考えられ、 株主総会における機関投資家等との対話の活性化は、 課題や中長期的な経営戦略を直接株主に語ることができる 両者が中長期的視点から企 問題の改善に努めるこ 機関投資家等が形

株主判明調査も行われているが、 の背後の委託者等を知ることのできる機会にもなる。 口を通じて株式を保有するような場合、 上場会社は株主総会基準日において株主名簿に記載されている株主(名義株主)を把握することができるが、 機関投資家等による株主総会への出席要請、 受託者の背後で議決権行使の指図をする委託者等を把握することはできない 機関投資家等と企業の交渉は名義株主

法的にも有効な制約であると考えられる 規定が置かれることが多く、 をすべきでない。 11 の観点から名義株主制度が設けられ、名義株主とならないグローバル機関投資家等が株主総会に出席することについ グ 株主は代理人により議決権を行使できる(会社法三一○条一項)が、上場会社において代理人は株主に限る旨の定款 名義株主でないグロ 株主総会の法的性格等を踏まえ許容される範囲、 株主総会は会社法上の法定の決議機関であり、 口 ーバル機関投資家等の株主総会出席を検討するに当たり、 株主数が多数に及ぶ場合、 ーバル機関投資家等の株主総会への出席については、 定款規定は株主総会が株主以外の第三者による攪乱の防止、 (最判昭和四三年一一月一日民集二二巻一二号二四〇二頁等参照)。 議決権行使状況の正確な把握、 株主総会に法的に出席できない者は出席して質問や議決権行 条件等についての法的な考え方を整理することが求められる。 定款規定との調整も論点となる。 実務的取扱いは確立しているとは 円滑かつ安定した株主総会運営の要請等 会社の利益保護の趣旨から 名義株主でな £ \$ 難

Ι. グローバル機関投資家等の株主総会出席の方法とエンゲージメント・対話形成

の定款規定が置かれている上場会社の株主総会に出席するルートとして以下の②、 議決権代理行使の定款規定、 議決権 の不統 一行使などの会社法規律等を踏まえて、グ (p) (\mathbf{c}) 口 | バ (d) の四つが想定され、 ル 機関投資家等が上記

後の検討が進められる。

の名義株式に係る代理権を授与して総会に出席する方法である 株主総会の基準日においてグローバル機関投資家が一単元以上の株式の所有者となり、一〇〇単元の名義株主

法的安定性が高い。 人機関投資家では、 利点として、代理人資格を名義株主に限定する定款規定の下でも代理人となることができることは明らかであり、 管理上の問題、 留意点として、 議決権行使の基準日時点で一単元以上の名義株主であることが必要となる。 利益相反を理由に名義株主にはなれないという指摘もある。 外国

会前に議決権行使を行っており、 (b) 会社側の合理的裁量に服した上で、 決議の可否は事前に判明していることが多い。 株主総会の当日に株主総会を傍聴する方法である。 機関投資家等は株主総

等を把握を求める場合に活用できる。 利点は、 留意点として、総会における議決権行使・質問等の株主権行使はできず、傍聴の可否等は会社側の合理的裁量に 株主総会参加により経営者の振る舞い・姿勢等の非言語情報を得られ、 定款規定の例外に当たるか否か、また議決権の二重行使の処理の問題も生じな 議決権行使でなく株主総会の状況

服する。

を経ることなく出席が認められる。 されることとなる等が想定される。 主総会が攪乱され会社利益が害される怖れがないこと、議決権の代理行使を認めなければ議決権行使が実質的に阻害 して総会に出席する方法である。 (\mathbf{c}) 判例法理で示される解釈に従い、株主総会に出席すべき特段の事情を発行会社に証明し、名義株主の代理人と 特段の事情としては、 利点は、 留意点として、 議決権行使の基準日時点で一単元以上の名義株主ではなくとも定款変更 特段の事情の解釈等が必ずしも明確でなく、 グロ ーバル期間投資家による議決権の代理行使を認めても株 法的安定性の面で課

題が残る。

巻七―八号六四七頁)、未成年者の法定代理人である親権者の場合、常任代理人の場合が例示される。 出席させる事案)。 0) 議決権行使の機会を事実上奪うに等しく不当な結果をもたらす場合、 判例では、代理行使を認めても株主総会が攪乱され会社利益が害される怖れがなく、却ってこれを認めないと株主 (最判昭和五一年一二月二四日民集三○巻一一号一○七六頁。 この他、 重病で入院中の個人株主が親族を代理人とする場合 県、 市 株式会社が職員または従業員を代理人として株主総会に 非株主を代理人とした議決権行使が認められ (大阪高判昭和四一年八月八日下民集一七

会社である機関投資家は、 投資信託及び投資法人に関する法律 投信法一〇条の適用を受ける投資信託の委託者に該当する場合、名義株主でない委託者指図型投資信託 名義株主の代理人として総会出席が許容されると解される。 (投信法)一○条二項は、代理人の数に関する会社法三一○条五項の 適 用 0 委託 を排

品取引法四二条一項二号)ならびに善管注意義務 のが少なくなく、 今後の問題点として、グローバル機関投資家等には投信法一○条の適用を直接には受けないが、 出席が認められる特段の事情について解釈の蓄積が待たれる。(ヨ) (同条二項) に服した投信法一〇条の投資信託に準じた構造を有するも 忠実義務

ゲー 当たり適正かつ正確な手続を経る必要がある。 書を得る必要があろう。 1 議決権行使は共益権であり、 ジメント等が積み重ねられ、 般的な委託者指図型投資信託では議決権行使の指図権者は委託者、 ル機関投資家等の出席について個別調整が図られることになり、 委任状合戦 適正な議決権行使の確保は他の株主の利害にも重要となるため、特段の事情 発行会社が特段の事情について適正な判断が行える場合は柔軟な運用も考えられる。 (proxy fight) が生じている総会において総会検査役等が選任されている場合、 特段の事情の要件を充足すること等について、 委託者非指図型投資信託では議決権行使者は 発行会社と機関投資家間で建設的対話 名義人か 。 ら 一 定の証 の判定に ・エン 明

管注意義務がある。 名義株主となる。投資顧問付特金・投資一任等では契約によるが指図権者は委託者であることが多く、委託者には善 同・単独運用指定金銭信託では一般に議決権行使者は名義株主となる。 自主運用特金等では受益者が議決権行使の指図を行う。 匿名組合、 私募の組合型ファンド、

権行使権限が帰属していることの確定が必要とされる。 紛争予防等の観点から、 総会出席による議決権行使は、 グローバル機関投資家が総会に出席して議決権を行使する名義株式について、 出席株式についての従前の書面投票等の議決権行使結果に優先することになるが、 排他的に議決

- 関投資家の範囲および必要書類は定款の授権を受けた株式取扱規程で定めることとなり、 的安定性が高い。また広い範囲で総会出席を認めることができる。留意点は、定款変更決議が必要なこと、 特段の事情に係る不明確性等と比較して、 を認める方法である。 で検討が必要になる (d) 発行会社が定款規定を変更して、実質株主であるグローバル機関投資家が名義株主の代理人としての総会出席 利点としては、定款変更手続を経るため定款自治に基づく株主意思も明確となり、 明示的に定款規定の例外として定め、総会出席できる範囲を明確にでき法 具体的な規定について各社 ③における 対象の機
- 第七章. 株主総会のグローバル化対応と活性化議論ならびにエンゲージメント

法的安定性についてはし、

 (\mathbf{c})

dの順に低下することになる。

(a)

lbでは会社側の対応は容易となるが、

I.株主総会活性化とスチュワードシップ・コードの融合

日 本版スチュワードシップ・コード導入は、 国際的展開を図る企業において株主総会のグロ ーバル化対応と一

コーポレート・ガバナンス・コードにおける攻めのガバナンスの実践とエンゲージメントならびに株主総会改革(藤川) 三九一 (五四九)

方法の選択として決議事項先議の考え方にも繋がる旨が指摘されてい 取締役の説明義務の限定を図る考え方からは報告事項に関する質疑の説明義務は付属明細書程度に留まり、 総会自体の本来的な決議機関の復活ならびに対話の場の一部としての機能が改めて見直されることになろう。 任状合戦 案の議案に反対票を投じる海外機関投資家・アクティビストの動向を受けて近時株主総会が具体的な議決権争奪、 ものとなる。 により大きな転換点に当たり、 の役割と活性化についてはコーポレート・ (proxy fight) コードについて株主総会のグローバル化、 の場となりつつあり、 新段階に入ってきたといえよう。ガバナンス改革を要求し、 ガバナンスの議論と絡めて議論が重ねられてきたが、二つのコー 株主総会の形骸化とは対照的な方向が現出してきているところ、 更に株主総会活性化の観点から関連づけてみたい。 、 る。 55 議決権行使により会社提 総会運営 ドの導入 株主総会 他方、 更に

が問われている。 の対話の場の提供として平時における株主と経営陣の対話・エンゲージメント形成の一環あるいは端緒になり得るか 上が求められ、 ある段階といえるが、 我が国企業の課題の一つはグローバル化対応であるが、 (私見)。 海外機関投資家による敵対的買収とこれに対する防衛策導入等から総会機能が軽視されることはなくなりつつ 日本的な組織行動の象徴であり続けてきた株主総会を如何に活性化・改革するか、 株主総会に関しては従来形骸化したため不要論、 ダブルコード導入から上記の意味合いも加わり、 組織行動面のグローバル化対応としてガバナンスの質の向 他方で様々な観点からの活性化論が起こされてき 層の活性化議論が進んでいくものと思料さ 具体的には株主と

汞 スチュワードシップ・コード導入、グローバル化対応の課題と対応は、 コミュニケーションの場としての機能を重視する見解、 加えて折衷的・ 従来の株主総会活性化論議(56) 新機能付与論と称する議論と方向性が合 の中では情報開

重きを置く考え方との融合と位置付けられよう。

てい 所などの調査では外国法人等の株式保有比率は二八%)、株主属性として最大のステイク・ホルダーとなっている。 プ・コード導入(二〇一四年二月二六日)の動きに合わせた企業実務の具体的な対応が求められている。 ト機関投資家による会社提案議案の否決が増加し、増加傾向にある株主提案への対応は企業法務の重大な問題となっ 人株主の議決権行使行動には議決権行使助言会社ならびにその発出するガイドラインが大きく関わる。 即ち株主総会のグロ 対話の実現に向け、 ーバル化を必要とする背景・事情には、 会社法改正によるコンプライ・オア・エクスプレインのルール導入、スチュ ①外国人株主の増加があり(二〇一二年度東京証券取 アクティビス ワードシッ ② 外 国

えよう(私見)。 ン等を含め、 対話・エンゲージメントを通じた中長期的企業価値向上のスキーム形成の一場面として情報開示、 うことになり、 委任状合戦、 会が位置づけられる。 かる視点から普段の株主と経営陣の企業価値向上、持続的成長に向けた対話・エンゲージメントの一環として総 議決権の争奪などが活発化している。総会前、 本来的な総会の最高決議機関としての機能が見直されることになる。 防衛策の機能が発揮される最終局面ともなる。第二に、 第一に、近時はアクティビストと経営陣が中期計画等に関する他の株主に対する賛同を求め、 総会当日の議論も踏まえて株主が議決権行使の判断を行 対立型の側面からの総会機能活性化に加えて、 新たな多機能 新機能付加論とい コミュニケーショ

Ⅱ. まとめにかえて―エンゲージメントとソフトロー、ガバナンス改革―

が求められることになる。 ンスなど包括的視点からの考察が重要となり、 ESG投資と統合報告、 ・ドにおける攻めのガバナンスではステイクホルダーへの配慮が強調され、 海外機関投資家による議決権行使、 第一義的には自主的な取締役会評価などのPDCAサイクル 更には英国現代奴隷法ならびに人権デュー・ 中長期的な企業価 値 问 デイリジェ 上を目 0 取 組み

期的 提供を受け、会社側に情報開示を求めるといったこれまでの対立型手法とは大きく変化し、コード導入によりコンプ と持続的成長を目指すべきものに変容しつつある。 ステイクホルダーのために議決権行使を行い、 保と社外取締役の役割 よいとの対応は、 クティスを示しつつ、 する取組み姿勢、 ライ・オア・エクスプレインのアプローチが導入され、上場会社、機関投資家ともにコーポレート・ガバナンスに対 頭にした会社提案の社外取締役に賛否を唱える一環として議決権助言機関であるISS等からガイドライン、 ダブルコードを通じて、 な企業価値向上のためのインセンティブ創出、 ガバナンスの議論の進展と併せて大きな変化をもたらすものとなろう。 異なる企業文化を相互に許容することにも繋がろう。 説明のあり方に影響が出てくることが考えられる。 当事者の実態に応じ実施できる範囲で対応すればよく、 機能の活用、 企業の株主と経営陣の関係は従前の対立・緊張関係から協調して中長期的な企業価 ④具体的な取組み 対話重視型、 ②取締役会の監督機能の活用、 株主総会の機能あるいは活性化に関する議論にも、 (プラクティス) と制度整備が求められ、 コミットメント形成の姿勢が求められる。 あるべき望ましい実務慣行としてのベストプラ 攻めのガバナンス体制の強化として、 議決権行使にしてもアクティビストを念 実施できない場合に理由を説明すれば 監督機能を担う人材の流動性 機関投資家側も全 アクティビス コー ① 中 長 助言の ポ 値 の確 问 上

上に 株主との対話・エンゲージメント作り、 的把握が ルダーを念頭に置きESG責任投資、 ナンス・コードが求める対話・エンゲージメント行動の中の一つの場面に過ぎないことが理解される。 トである機関投資家による株主総会における議決権行使活動は、 B E 向けた取 の重要性が増加する。 層増すことに繋がろう。 締役会のあり方が新めて問われ、 グロ 統合報告書など非財務情報の重要性、 実質的な議決権行使の課題も生じる。 ーバルな機関投資家等の株主総会への対応と法的論点について、 取締役会構成、 取締役会の運営・評価として取締役会の実効性 スチュワードシップ・コード、 ガバナンスとリスクマネジメントの 持続的成長と中長期的な企業価値 コーポレート 全ステイ 背後の の向 ・クホ ガバ 評 体 価

フト 性化あるいは機能に関する議論に大きな影響を与えよう。 口 1 株主総会とエンゲージメントならびに最適資本構成など資本・ファイナンス政策も考察課題となり、 口一 の揺り戻しにも繋がる。従来と異なるソフトロー発展の新局面に入りつつあると思料される。 は ハードローで対処しがたい領域をプリンシプルベース等で柔軟に対処せんとするものであるが、ハード 今後の会社法制などハードローへの影響も考えられる。 株主総会の活 ソ

ず、 案の検討 制度設計共に従来と観点を変えて取り組むことが求められる。 助言会社の発するガイドラインなどにも影響を与え、 行使に限らない。 海外機関投資家も含めて株主に係る議決権行使のあり方を検討したが、 中長期的視点に立った助言を如何に図るかが問われる。 のみならず普段の企業戦略、 中長期的視点の持続的成長には平時の関係作りのウェイトが高まり、 経営方針を踏まえた機関投資家のプラクティスの発現の場となる。 単なる反対票の基準、 ガバナンスに関する議決権助言会社自身に対しても自主 議決権行使も通過点の位置づけとなり、 コードの求めるエンゲージメントは議決権 プロクシー・ 総会改革に関しても企業側 ファイトの手法等に留まら 会社提示の議 議決権行使

(五五三)

歴史的にもガバナンス改革の第三段階に入りつつあることを示している。 的なガバナンス規律付けが求められ、あるいは競争環境に曝されることになる。ダブルコードの本格的履践を通じ、

形態で事業を行うが、 バナンスを考えていく必要があろう。 などが再検討され、 含めた金融グループの経営管理、 台頭により金融持株会社としての構造を如何に考えるかという新たな課題も生じている。 またコードに記載のないグループガバナンスに関して、IT活用により革新的金融サービス事業を行う FinTech 銀行主体の縦割りのガバナンス構造のみでなく、 少数株主が存在し企業カルチャーは大きく異なる。リスクマネジメント、(8) 会社法の視点から持株会社の指揮命令権限、 経営形態の多様化に応じ業務横断的で広範なガ 子銀行取締役の任務懈怠責任のあり方 IT関連企業と合弁子会社 コンプライアンスを

- 1 の策定に伴う上場制度の整備について」(二〇一五年三月五日)。 話を通じて企業の持続的成長を促すために~」 (二〇一四年二月二六日)。東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード (二〇一五年三月五日)、金融庁「「責任ある機関投資家」の諸原則 金融庁「コーポレートガバナンス・コード原案~会社の持続的な成長と中長期的な企業価値 (案) ≪日本版スチュワードシップ・コード≫~投資と対 一の向 上のために~」
- 2 ス規範と非業務執行取締役ならびに我が国の導入に向けて―」法学紀要第五六巻(二〇一五年三月)三五―一四〇頁 拙稿 「英国スチュワードシップコード、コーポレート・ガバナンス・コードの理論と実践 -英国における新たなガ ナン
- 3 バナンス』 (二〇一六年三月二八日)。 の実務対応と上場企業法制上の論点」 神作裕之「ダブルコード適用下のコーポレートガバナンスにかかわる制度面の動向」参照。武井一浩 東京大学第五〇回比較法政シンポジウム 『ダブルコード時代の攻めのコーポレー 「攻めのガバナンス ・トガ

- 4 「日本再興戦略 改訂二〇一五(平成二七年六月三〇日)」、金融審議会ディスクロージャーWG第二回参考資料
- 5 バナンスの強化に向けて~」(平成二一年六月一七日) 金融審議会金融分科会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告~上場会社等のコーポレート・ガ
- 6 金融審議会ディスクロージャーWG第四回事務局資料 (平成二八年三月一四日)。
- 7 全国株懇連合会「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」(平成二七年一一月一三日)一
- 8 金融審議会ディスクロージャーWG第二回・第四回資料、 日本公認会計士協会「開示・監査制度の在り方に関する提言」
- (二〇一五年一一月四日)。
- (9) 経済同友会「企業と投資家の対話促進に関する意見」(二〇一五年一二月)。
- <u>10</u> 金融審議会ディスクロージャーWG第三回事務局資料(平成二八年二月一九日)。
- 11 レート・ガバナンス・ネットワーク講演(二〇一六年五月二五日)。 黒田嘉彰・経済産業省産業組織課課長補佐「経営陣への適切なインセンティブ付与に向けた取組について」日本コーポ
- <u>12</u> に関する解釈指針』。 ンス・システムの在り方に関する研究会(座長神田秀樹教授)報告書(二〇一五年七月二四日)第三の二、別紙三『法的論点 経済産業省「コーポレート・ガバナンスの実践―企業価値向上に向けたインセンティブと改革―」コーポレート・ガバナ
- 13 口 拙稿「英国金融法制と Senior Management Regime ―コーポレート・ガバナンス・コードの交錯、裁判例を通じたソフト の変容、上級管理者機能(SMFs)および域外適用─」日本法学第八一巻二号(二○一五年一○月)一─六一頁:
- 14 経済産業省「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」報告書(二○一五年四月)一―一四一頁参照
- <u>15</u> 株主総会に向けた対話のポイント』スチュワードシップ研究会講演(二〇一五年八月)。 上田亮子「二○一五年六月株主総会とコーポレート・ガバナンスの状況」『二○一五年の株主総会の総括と二○一六年の
- 東芝における会計不正事件発覚後の新たな社外取締役選任がその例であろう。二〇一六年三月三一日東芝コーポレートガ

バナンス報告書。

- <u>17</u> プライオリティは高くなく、監査役あるいはアドバイザーが適当とみられる。 藤沢久美「社外取締役の立場からみた、課題と期待」日本証券アナリスト協会講演(二○一五年八月一八日)。専門家の
- 18 場合、役員人事の判断は一定程度行うことが可能となろう。 執行と監督機能の分離徹底化のみならず、米国のようにCEOなどが社外から招聘されることが多くなることが前提となろう 多様な業種の経営経験者がCEOに就くシステムが構築されるようになれば、社外取締役にも、自身が経営経験が豊富な 米国のように人事コンサルタントを活用することを通じて、将来的には米国型に収斂する可能性もある。
- (二〇一五年八月二二日)。 もなる。この連鎖を断ち切るには、取締役会会長を社外取締役に委ねることが考えられる。②二○一五年三月期に年間の取 にリスクテイクを避けて積極策を採らず、また社長を退いた後も経営経験を活かして他社の社外取締役就任を忌避する一因と プレイン(comply or explain)について、説明の必要がある場合に投資家が理由を認識できるのは実際には総会後になるため 業務的議題は社外者に理解し難いため、監督面などの高次元の事項に絞ったことが考えられる。③コンプライ・オア・エクス 役開催回数が急減しているが(五八回から二○回へ)、総会後の社外取締役比率の上昇(六・三%から一二・五%)、従来の日常 示の問題が出てくる。株式会社 ISS Japan 代表石田猛行「今般の株主総会と海外機関投資家の動向」 ①我が国独特の顧問・相談役制度の存在が、現在の経営陣の意思決定面の足枷となり、 また報酬の終身的保証から社長時 | 証券経済学会報告
- 一〇月二〇日)にコードへの対応状況に関する問題意識が示されている。第三回会議 金融庁「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書 (二〇一五年一一月二四日) 資料 (二)〇一五年
- 昭執行役員)、第五回(二〇一六年一月二〇日)資料 金融庁 「第四回フォローアップ会議」(二○一五年一二月二二日)資料 (花王株式会社門永宗之助取締役会議長、杉山忠
- 22) 金融庁「フォローアップ会議」第五回(二〇一六年一月二〇日)。
- 出稿・前掲注(2) 一一六一頁。

- 24 兀 および株主の利益を害する可能性のある資本政策 資本政策の基本的な方針に関して、デット・エクイティ比率などの具体的方針、 (原則一一六)の対応など原則の背後にある基本的な考え方が議論され 政策保有株式に関する方針 (原則一—
- (二〇一六年一月) 参照 『エンゲージメント型・対話重視型ファンドの「対話」 の取り組み』スチュワードシップ研究会セミナー 講

有識者会議

(第七回) における議論

- 古希記念』第八〇巻三号(二〇一五年一月)四三九—四九二頁。 英国会社法の一般的義務、英国スチュワードシップ・コードと Approved Persons 制度等の接点―」日本法学『山川 経営者ではなく株主の担う忠実義務として、拙稿「忠実義務と非業務執行取締役の考察―米国の忠実義務の規範化概念と 一陽教授
- 荒井勝「SRI・ESG投資」社会的責任投資フォーラム(JSIF)(二○一四年一○月五日)。
- 新日本有限責任監査法人「統合報告書の導入」。http://www.eyjapan.jp/topics/ir/index.html
- ランス等)、地球温暖化防止、生物多様性保全、社会貢献活動等が重視されている。 コンプライアンス、女性活躍に関する情報、資源の有効活用、職場環境づくり(人材育成、ダイバーシティ、ワークライフバ 政策課環境経済室(二○一五年三月)一―二五頁。投資家の視点から統合報告書の情報開示について、非財務情報のうちガバ ナンス、トップメッセージ、ステイクホルダーとの対話、経営情報・財務状況、その年の特集、環境経営・環境マネジメント 「投資家等を対象としたESG情報の活用状況に関するアンケート調査報告書二○一四」経済産業省産業技術環境局環境
- http://www.eurosif.org/images/stories/pdf/Research/eurosif_sri_study_2010.pdf
- 31 〇月一九日) 一—五頁 鈴木裕・横塚仁士「欧州の社会的責任投資(SRI)市場が拡大」大和総研 Strategy and Economic Report(二〇一〇年
- 32 八五頁。馬場未希 柴田英樹「統合報告の必要性についての検討とその課題」弘前大学経済研究第三六号(二○一三年一二月二六日)七四− 「世界三五〇社が発行 「統合報告書」って何?大手機関投資家が注目」日経ビジネス(二〇一六年一月二

- accounting/pdf/pdf uploads/2013/12/13-12-08-THE-INTERNATIONAL-IR-FRAMEWORK-2-1.pdf.「The International <IR> Framework(国際 integratedreporting.org/wp-content/uploads/2015/03/International_IR_Framework_JP.pdf. 経済産業省「国際統合報告フレー 統合報告フレームワーク)」December 2013 by the International Integrated Reporting Council (the IIRC 国際統合報告評議会) (二○一四年三月日本語訳)一―四○頁に統合報告に関して詳説されており、本文第五章Ⅱ3.において参照した。http:// ムワーク案の概要」IIRC Technical Taskforce Member森洋一、http://www.meti.go.jp/english/policy/economy/corporate_ THE INTERNATIONAL <IR> FRAMEWORK - Integrated Reporting. http://integratedreporting.org/wp-content/
- content/dam/Deloitte/jp/Documents/strategy/cc/jp-cc-ir-enterprise-risk201404.pdf 責任監査法人トーマツ「会計情報 中本義昭・山田惇依「戦略アプローチからの統合報告」Deloitte 季刊企業リスク(二〇一四年四月)三二一八四頁。 国際統合報告フレームワークの解説」(二〇一四年二月)。http://www2.deloitte.com/
- 界では、真の値がエラー・バー(信頼区間)の範囲内に含まれない確率が五%に止まる。 真の値を含む可能性が非常に高い推定値の範囲を示すものが信頼限界として統計的解析結果に適用される。九五%信頼限 信頼区間は平均値の信頼性を示す統計的指標で、母数の存在範囲の推定の指標となる数。調査結果から推定値を求める場
- shinnihon.or.jp/services/assurance/ccass/ir/topics/2013-12-24.html 新日本有限責任監査法人「国際統合報告フレームワークについて」(二〇一三年一二月二四日)を参照した。http://www.
- クをめぐる規制の最新動向をふまえて─」日本証券アナリスト協会(二○一六年四月一三日)参照 高橋大祐「ESGリスクの投資・企業価値に対する影響と対処策 ―非財務情報開示・ガバナンスコード・コンダクトリス
- 経済産業省「社外役員等に対するガイドライン」「五・一社外役員を含む非業務執行役員の役割」(二〇一四年六月)。
- data/file/471996/Transparency_in_Supply_Chains_etc__A_practical_guide__final_.pdf. 蔵元左近 チェーン」に関する各国の法令の最近の動向(上)─英国「現代の奴隷制法二○一五」(Modern Slavery Act 2015)の内容お 現代奴隷法実務ガイド三・五項ないし三・八項。https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_ 第四回 「責任あるサプライ

よび実務上の留意点を中心に」NBL No.1073(二○一六年五月一日)七六―八一頁を参照した。

- (40) 高橋大祐・前掲注(37)。
- since a subsidiary may act completely independently of its parent or other group companies Likewise, having a UK subsidiary will not, in itself, mean that a parent company is carrying on a business in the UK
- <u>42</u> UK Bribery Act 2010 guidance. https://www.justice.gov.uk/downloads/legislation/bribery-act-2010-guidance.pdf
- (4) The Company Act 2006, section1162.
- franchisees)、フランチャイザーが全体として奴隷労働および人身取引防止のために採った措置を報告することは可能である。 実務ガイド三・九項 フランチャイジーの活動の自己ブランドへの影響に鑑み (to consider the impact on their brand of the activities of
- <u>45</u> 容の不正確さから損害賠償請求を起こす事例が既に出現している。蔵元左近・前掲注(39)八一頁(注21)。 NGOによる対象企業の報告内容の精査につき、米国カリフォルニア州法であるサプライチェーン透明法に関して開示内
- (4) http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2015/30/section/54/enacted
- 47 経済産業省「投資家等を対象としたESG情報の活用状況に関するアンケート調査二〇一四」一―二七頁
- 48 http://www.smtb.jp/business/agency/ir.html 事業報告書、 株主通信など任意開示関連サービス。「IR・SRコンサルティング」三井住友信託銀行株式会社参照
- リスク尺度で個別株式がマーケット・リスクに影響される程度を表す。高ベータ株式ほどハイリスク・ハイリターンとなる。 「βを考える:理論と実証のモデル」証券アナリストジャーナル Vol.54No.6(二○一六年六月)四九─五三頁 メータと確率変数の区別なく説明されファイナンス理論モデルか、実証分析の確率モデルかが不明確なことにつき、 E=RF+β×(RM―RF)。http://www.sigmabase.co.jp/useful/corp_finance/capm.html. CAPMモデルが母集団のパラ W.Sharpe が提示した資本資産評価モデル(Capital Asset Pricing Model:CAPM)においてβ(ベータ) は個別株式の 斯波恒正
- 50 全国株懇連合会理事長・永池正孝「「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」の制定につ

https://user.kabukon.net/pic/42_1.pdf 連合会「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイドライン」(二〇一五年一一月一三日) 一―二二頁 て」日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク講演(二〇一六年一月二八日)に詳しく報告され、参照した。全国株懇

- 否等の点で、一般的な場合の傍聴許可との平仄が問われる。 経済産業省・前掲注(4)六〇―六五頁。入場資格の確認方法、傍聴を認める場合の場所、外国人の場合の通訳の同席の
- 岩原紳作編『会社法コンメンタール(7)』[山田泰弘](二〇一三年九月)一七八頁、稲葉威雄・宇佐見隆男・
- 三・筧康生・永井紀昭・吉戒修一編集『実務相談株式会社法2』 (一九九二年一○月) 九三三─九七七頁 ライン」(二〇一五年一一月一三日) 一〇——一一頁注(16)—(19)参照 護士等)については、大盛工業事件、投信法一○条二項の趣旨等に照らして、非株主であっても代理人として総会に出席する 議決権の行使」 年) 六八頁、 権利がある者には該当しない可能性が高い。全国株懇連合会「グローバルな機関投資家等の株主総会への出席に関するガイド と解される(野村修也・三浦亮太・石井裕介「会社法下の株主総会における実務上の諸問題」商事法務一八〇七号(二〇〇七 一〇条二項を根拠に投資信託委託会社が名義人から代理人として議決権行使の委任を受けることは定款上の制約に抵触しない 佐々木功・松本崇『<特別法コンメンタール>証券投資信託法 貸付信託法』(一九七六年一二月)一一九頁以下。投信法 山田和彦『株主提案権の行使と総会対策』商事法務(二〇一三年三月)一一三頁、鴻常夫「証券投資信託と株主 商事法務四四五号(一九九九年七月)一五頁)。投資信託委託会社から更なる委任を受けた復代理人(外部弁
- 商品取引法四二条一項二号、善管注意義務につき同条二項)、受託者はこれを受け容れる義務がある。グローバル機関投資家 について議決権行使義務を有しているグローバル機関投資家について、①投資運用業を行う金融商品取引業者として顧客に対 理人として総会に出席する権利がある者には該当しない可能性が高い。また投資顧問付特金における投資一任業者で当該株式 を負う場合には投信法一○条の投資信託に準じたものに該当する例と考えられる。復代理人については、非株主であっても代 が顧客のために株式投資・指図および議決権行使の判断を行い、善管注意義務に服する場合に名義人・受託者も受諾する義務 投信法一〇条適用の投資信託では、投資信託委託者が議決権行使の指図を行い(金融商品取引業者の忠実義務につき金融

となる。注(50)参照 業者のみに帰属することなど投信法の投資信託と同様の構造である限り、投信法を援用して特段の事情が認められるかが論点 して善管注意義務を負っていること、②名義人(信託銀行)が指図を受ける立場であること、③議決権の指図権限が投資一任

- <u>55</u> 照 渡邊顯『ベストプラクティス株主総会─コーポレートガバナンス・コード対応』商事法務(二○一六年)五四─六○頁参
- 敏和教授)、情報開示の場(奥島孝康教授)、コミュニケーション論(久保利英明弁護士)、市場コントロール論 (二〇〇〇年) 一〇三頁以下参照。 などが提示されている。末永敏和『コーポレート・ガバナンスと会社法―日本型経営システムの法的変革』 株主総会の存在根拠にかかる議論として、法的コントロールシステム(新山雄三教授)、コミュニケーション機能 (落合誠一教
- 陣に対する規律付けの時期から、②スチュワードシップ・コードによる株主自身に対する規律(受託者責任、株主自身の負う グ・グループ」報告(二○一五年一二月)一─一九頁。完全親子会社関係を主とする従前の中央集権的持株会社体制からの転 六号(二○一六年六月)六─二八頁。金融審議会(座長岩原紳作教授)「金融グループを巡る制度のあり方に関するワーキン 律の順に進展し、格付機関に対するガバナンス規制は米国ドッド・フランク(金融改革)法において既に盛り込まれた。 対会社の忠実義務等)、③更に格付機関、議決権行使助言会社など企業に対するアドバイス機能を有する機関における自己規 ではない。厳密にはガバナンスの発展形態は、①社外取締役など経営陣における自己規律的ガバナンス、次に株主による経営 する制度面のフリクション、根幹的な欠点を解決する必要な仕組みで株式市場拡大、投資家の変化を受けて制度と実務の組み 律付けの低下の懸念を述べられる。ガバナンス問題は株式会社制度がオランダ東インド会社創設により作られた当初から内在 合わせが求められる。業界、企業毎にガバナンスのあり方は異なり、各機能の役割分担の最適組み合わせに向けて容易な問題 神田秀樹教授は予てより経営陣、株主に次いで助言機関を対象にしたガバナンスの段階に入る旨、また対話重視による規 座談会「FinTech がもたらす未来の金融サービスはどうなるか」(福田慎一発言) 証券アナリストジャーナル第五四巻第 「総括コメント」前掲注(3)シンポジウム。現時点では①―③の全てが重畳的に発現していると考えられようか

換を余儀なくされようか。

<u>59</u> 水平的レビューの重視に転換されている。金融庁「金融モニタリングレポート」(二○一四年七月) 六三─六六頁。杉野聡 「金融機関のガバナンス・コード対応」(二〇一六年六月七日)日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク講演。 従来の金融検査も金融モニタリングに改められ、平成二五事務年度基本方針ではベスト・プラクティスの把握とテーマ別

[本稿は、財団法人民事紛争処理研究基金の研究助成金を利用した研究成果の一部である]